

平成30年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成30年 3 月12日

平成30年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成30年3月12日（月）
午前10時01分開議

第1 議案第59号 平川市副市長の選任について

第2 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	—	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	代表監査委員	鳴 海 和 正
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時01分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。
 会議に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。
 傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。
 14番、葛西清仁議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。
 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。
 日程第1、人事案件の審議に入ります。
 本日市長より提出されました議案第59号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思っております。
 これに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、直ちに審議することに決定いたしました。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長
(長尾忠行)

それでは本日、追加で提案いたしました議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

議案第59号平川市副市長の選任については、平川市副市長の選任について議会の同意を得るため、地方自治法第162条の規定により提案するものであります。

氏名、古川洋文、住所、生年月日、略歴は議案記載のとおりでございます。

議員の皆様には慎重御審議のうえ、原案どおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案第59号平川市副市長の選任についてを議題といたします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第59号平川市副市長の選任について採決いたします。

議案第59号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、同意することに決定いたしました。

日程第2、9日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、第6席から第10席までを予定しております。

第6席、12番、大川 登議員の一般質問を行います。

大川 登議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

大川 登議員、質問席へ移動願います。

(大川 登議員、質問席へ移動)

○議長

大川 登議員の一般質問を許可します。

○12番
(大川 登議員)

今回第6席賜りました12番、大川 登です。ぜひ理事者の皆様におかれましては、ぜひ軽快な御答弁をお願いいたします。それでは早速、第1の質問に入ります。

議会におけるタブレット使用について、理事者側のペーパーレス化の実現についてを質問いたします。

平成29年12月議会より、議会改革の一環として、ペーパーレスを目的とし

タブレットを導入しています。現在は、紙の資料と並行しての運用ではありますが、本格運用へ向けて講習会を受講し、まだまだではありますが、議員各自が操作に慣れるよう努力しているところでもあります。

理事者側においても、毎月の部長会議ではタブレットを使用して、ペーパーレスにより実施していると聞いております。議会においても、我々議員と同様にコスト削減のため、タブレット使用によるペーパーレス会議の導入を提案するのですが、その実現について今後の展望をお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

大川議員のほうから議会における理事者側のペーパーレス化の実現についての御質問がございました。ペーパーレス化のメリットとしてはコスト削減、印刷にかかわる事務の効率化、セキュリティ対策、データによる文書保存、ページの探しやすさなどが挙げられます。これらのメリットを活用すべく、市役所においても平成29年の2月よりタブレットによるペーパーレス会議を部長会議をはじめとして各種会議で活用しているところであります。

一方、デメリットとしては、資料のサイズが大きい場合にタブレットでは画面上に表示される範囲が制限されることや会議資料へのメモや追加資料の添付などの自由度が低いことが挙げられます。このことから、タブレットを用いた会議においても完全なペーパーレスではなく必要により紙の資料も併用することでそれぞれのよさを生かしながら進めております。

議員御提案の市議会においても、タブレットと紙の資料を併用することでどちらのよさも生かした形での取り組みに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川 登議員。

紙を並行してという話ですが、最低限、予算の中身ですか、ああいうのはタブレットでも構わないと思うんですよ。予算自体を。確かに答弁のときは紙も併用してやるというのはよろしいかとは思いますが。あの予算書だけでも随分かなり節約になると思われるんですが、そういう併用してやるというところでよろしいでしょうか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

先ほども御答弁申し上げましたが、併用しながらどちらのよさも生かして取り組んでまいりたいというふうに思っております。特に予算書等に関しましては、皆さんの御質問にお答えするとき前へいたり後へいたりさまざま移動というがあるので、なかなかその辺のところは、時間的な慣れもあるかもしれませんが時間的なロスもあろうかと思っておりますので、その辺のところは御理解いただければというふうに思います。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。

この機会につきましてはあとやりません。なるべくペーパーレス化にいけるように努力していただきたいとそう思います。

2番いきます。

次に、集会施設等の多目的ホールのあり方についてを質問します。2月16

日に開催された議案説明会において、碓ヶ関公民館改修工事及び平賀農村改善センター改修工事、そして臨時議会後に説明を受けた尾上ふるさとセンター大規模改修工事。

いずれも大広間と言われる多目的ホールは畳敷きのままです。この超高齢化社会において「足が痛い、膝が悪い。」というお年寄りはずっと増えてきています。それなのにこの扱いは何なのでしょう。

市長、これからも多数の地区公民館等の改修、改築工事が控えていますが、大広間の扱いは畳でしょうか。

時世は柏木公民館のように、フローリングまたはじゅうたんでテーブルと椅子という時代と思われませんが、3つの公共施設の多目的ホールは、どのような判断をしたのかお知らせください。

市長、答弁願います。

御質問にありました3つの施設の多目的ホールの畳敷きについての判断について御説明いたします。

始めに碓ヶ関公民館であります。当施設は2階に床の多目的ホールがあり、さまざまなイベントや葬儀などのほか、ダンスの練習や軽スポーツなどに幅広く利用されております。また、1階の大研修室は畳の和室で、町会や各団体の総会などのほか、こちらも葬儀にも使われております。高齢者のために和室用椅子を20脚昨年備えており、利用されております。災害時には避難所となり、避難者が横になって朝まで過ごすことも考えられます。碓ヶ関公民館では2つの部屋を用途に応じて使い分けができるため、大研修室は和室のままで改修としたものであります。

次に、平賀農村環境改善センターの多目的ホールについてであります。主に各種団体の総会、研修会、社会福祉協議会による一人暮らし高齢者会食サービス、生き生き健康体操等に幅広く利用されております。この多目的ホールは、平賀地域の公共施設で当施設以外に約150畳の広さの和室を利用できる施設がないことや、利用者から特にフローリングへの改修の要望がないこと。また、高齢者の負担を軽減するため当施設でも昨年より和室用高座椅子を用意し利用されていることから、現状のまま改修することとしたものであります。

最後にふるさとセンターですが、2階にある和室については利用者のうち8割近くが椅子を利用しているのが現状です。しかしながら、一方では畳にじかに座って利用したいという要望もございまして。両方のニーズを満たすためには畳敷きの部屋は必要であると考え、現在の和室を生かしての改修と判断しております。以上が3施設の改修の判断とした理由となります。また、今後予定している各地区の集会施設の改築については、大広間だけでなく全室において必ずしも和室にこだわるものではなく、利用される町会の意見を尊重して個々に決定することとしております。以上であります。

大川議員。

確かに、ふるさとセンターの話は何やらさるか荘のほうの洋室を使ってそ

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○12番

(大川 登議員)

ちらで対応していくという話も聞いておりますので、大体御要望どおりなのでわかりますが、要望がないというのが何か不思議だなという気はしています。だれについて要望がないのかちょっとわかりませんが、おおむね町会の考え方を聞いて進めていくということですので理解をしていきます。ので、この件はこれにて終わります。

最後の質問になります。

平賀総合運動施設（多目的広場）の改善点についてです。昨年1年間、ソフトボールの審判員として使ってみて感じたことを申し上げます。

まず、固定式のベンチについてです。ひらかドームはバックネットからベンチに至るまですべて可動式ですので、多目的広場も同じようにするものと思っていたのですが、なぜか広場のベンチだけは固定式です。そのように設置した経緯をお知らせください。

次にフェールネットについてです。ソフトボール側のフェールネット、5メートルでは幾らなんでも低過ぎます。特に南側のネットは交通量もあり、フェールボールが人に、あるいは車に当たる可能性が高いです。その場合の責任は、必ず市にやってきます。今年の試合が始まる前に、ぜひ野球場と同じくらいの高さにしていただきたいのですが、御見解をお伺いします。

次に物置の設置についてです。野球場側には、トイレ棟があり倉庫があります。しかし、ソフトボール側を利用する場合、野球場側の倉庫から運んでくる必要があります。結構な距離もありますし、運ぶリヤカーも1台しかありません。ぜひソフトボール競技場側の通路外の草地に、簡易な物置を設置していただき、1コート分の用具を移し、利便性を高めたいのですが、御意見を伺います。

次に使用時間についてです。平川市運動施設の利用時間は午前9時から午後9時までです。中体連、高体連等の試合開始は9時であります。それまでの競技準備等に支障を来しています。ドームの場合はやむを得ないにしても、屋外施設も同じ時間としたことで非常に不便になります。大会時だけでも、利用者へ合わせた対応を考え使用時間の調整をしていただけないものか、お伺いいたします。

最後に利用料金についてです。屋外運動施設である多目的広場の利用料がありますが、例えばソフトボールを例にとると、まず前日にコートづくりをします。そして土日に試合をいたします。雨天またはサスペンデッドのために予備日を次の日に設けます。この場合、普通に試合が消化された場合は、予備日を使わなくても前納した4日分の利用料が発生するのでしょうか。また、雨天が続き試合ができなかった場合でも利用料の返還はされないのでしょうか。以上の点についてお答え願います。

教育長、答弁願います。

○議長

○教育長

(柴田正人)

大川 登議員の御質問、総合運動施設多目的広場等の改善点についてお答えします。昨年より供用開始しております平賀多目的広場はソフトボール、野球、サッカー、グランドゴルフ等いろいろスポーツに対応できる施設とし

て整備したものであり、一部のスポーツに特化した施設ではないことを御理解いただきたいと思います。今回、御指摘されましたことにつきましては、可能なものは順次対応してまいりたいと考えております。具体的なことにつきましては、教育委員会事務局長から答弁させます。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

私のほうから具体的なことにつきましてお答えいたします。

まず、固定式のベンチについてですが、ドーム内と異なりまして、野外施設ということで台風等強風を考慮した結果、固定式としたものであります。

次に、フェールネットについてでございますが、このことは場外のフェールボールが議員御指摘のように人や車に当たる可能性が高いということの御質問だと思います。ネットのかさ上げにつきましては費用の関係もございしますので、今後関係部局と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、物置の件についてでございます。このことにつきましては新年度予算に2棟分を予算計上しております。

続きまして、利用時間についてでございます。まず、平賀多目的広場の利用時間は午前9時から午後9時までとなっておりますが、大会準備のために午前9時前からの利用要望がある場合は要望に応じて対応しておりますので、申込時に御相談いただければ対応することにしております。

最後の利用料金についてでございます。現在、平川市運動施設条例では利用料の前納を定めておりますので、条例にしたがいますと予備日につきましても申し込み分は利用料が発生することになります。しかしながら、近隣市町村に問い合わせしたところ予備日及び雨天の場合の利用料を徴収していないことから、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長

大川議員。

○12番
（大川 登議員）

固定式のベンチの対応は台風等の関係上ということなのですが、それはそれでわかります。ですが、少し改善点は非常にこれ何て言ったらいいんでしょうかね。あまりにも近すぎるという要望も出てきています。いま、どういうふうにして設置したのかちょっとわかりかねますが仕方のないところなのかもしれません。フェールボール、フェールネットについてはこれ、費用等がかかりますけれども実際どのくらいかかる予定なんでしょうか。教えてください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

業者さんからの見積もりを取ってまして、議員御指摘のように野球場のほうは高さが10メートルでございます。ソフトボールのほうは5メートルということで5メートルの差があります。それを野球場と同じく10メートルにすると、180メートルの長さをですね5メートル高くかさ上げすると約1,000万ということで見積もりをちょうだいしております。

○議長

大川議員。

○12番

1,000万円と180メートル、あっちもこっちもか。中のあの市道については

- (大川 登議員) 多分そんなに車ごうごう通るところじゃないので最低限南側のほう、あそこせいぜい50メートルか60メートルぐらいだけをまず整備していただければかなり違うと思うんですよ。一番厄介なのは南側の道路なので、そこだけでも緊急にやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (大湯幸男) はい、いま議員御指摘の南側の約40メートル、50メートル内野をカバーする部分だけでもということであります。先ほども御答弁しましたがけれども費用の関係もございますので、その辺につきまして関係部と協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。
- 議長 大川議員。
- 12番 (大川 登議員) よろしくお願いたします。
- (大川 登議員) 次に、物置の設置の件ですけれども、2棟分と言ったけれどもそのもう1棟はどこなのでしょう。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (大湯幸男) 多目的広場のほうにはソフトボール場と野球場がありました。いま考えているのはソフトボールの方に1棟、野球場のところは先ほど議員御指摘のようにトイレ棟と倉庫棟がありますけれども、やはり野球場の方にも1棟分置きたいということで考えております。
- 議長 大川議員。
- 12番 (大川 登議員) はい、ありがとうございます。よろしくお願いたします。
- (大川 登議員) 次に、使用時間ですが、これは答弁はいりません。要望に応じてやっていただけるといことですのでぜひお願いたします。
- 最後の利用料なのですが、ドームはまず中止とかそういうのではないと思えますので、前納制というのわかります。しかし、屋外は風とか強風とか風とか雨とかにより中止やら延期やらはざらにあることです。ですから、屋外施設の分だけは後納と言っていいのか、これを見ながらと言いますか、やっぱり後納になるんでしょうかね。そういうふうにしてこう、できていかないのかなあというふうにして考えます。ちょっとお聞かせください。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (大湯幸男) はい、利用料の前納ということで先ほども御答弁しました。条例でそういうふうに定まってきました。ただ、弘前、黒石、弘前も黒石も実は指定管理、体育協会さんの方に指定管理かけている関係でそういう前納でなくして使用した分ということで対応しているということをお聞きしてました。ただ、先ほど答弁しましたがけれどもその辺、議員御指摘のように使わないのに料金発生するということを踏まえて、これからどういうふうな形で対応していけばいいのか検討しながらいい方向で検討して対応していきたいというふうに思います。以上です。
- 議長 大川議員。
- 12番 (大川 登議員) はい、ありがとうございます。
- (大川 登議員) 以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長

12番、大川 登議員の一般質問は終了しました。
第7席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。
長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
長内秀樹議員、質問席へ移動願います。
(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○議長

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○4番

(長内秀樹議員)

議場にいる皆さん、インターネットのユーチューブでご覧の皆さん、改めておはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、第7席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹であります。

それでは市民の幸せと市政の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に、第2次平川市長期総合プラン「魅力あるひとづくり事業」の「子育てしやすさナンバーワンのまちづくり」の中の①通級指導教室及び未就学児指導教室の開設、運営についてお尋ねいたします。先の市長の議案提案理由の中にもありました「特別な配慮が必要な児童・生徒のために尾上分庁舎に通級指導教室を新設する。」とありました。その通級指導教室及び未就学児指導教室の運営方針、具体的な方策、内容について詳細にお知らせください。

次に、②出産祝金についてであります。出産祝金の条例については「心身ともに健やかな児童の育成を図るため出産祝金を支給する。」と定め、本市に引き続き3年以上住所を有し、第2子までの子と生計を同じくしている第3子以上の子を出産した保護者に支給するとしています。

この出産祝金について、過去3年間の支給実績をお知らせください。また、本事案は以前にも質疑がされ、直近の工藤竹雄議員への答弁で、対応については検討するとしていますが、その後の状況についてもお伺いします。

次に、③平川市子育てアプリについてでございます。先ほど議長の許可を得まして、議員並びに理事者の皆様方に配付いたしました本件のこのチラシでございます。本市としては時代に合った、それこそ子育てしやすさナンバーワンを目指す本市としてこのアプリは第一歩ではないか、と思うひとりでございます。

そこでお伺いします。今回配信された子育てアプリの内容、所感、現在のダウンロード数、評価、今後の方向性、これらについてお伺いするのものとでございます。以上3項目について明解なる答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

長内議員の、魅力あるひとづくり事業についての3点の質問にお答えをいたします。

平川市に通級指導教室及び未就学児指導教室を開設することとした経緯と目指す教室の全体像についてお答えをいたします。議員御指摘のように、私は2期目の公約として7つの平川らしさを掲げ、その第一に子育てしやすさナンバーワンのまちを掲げております。この実現のため、子育て支援や子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の推進など、住み

たい産みたい育てたいと感じられるような環境づくりに取り組むこととしております。近年、一人一人の教育的ニーズに対する関心が高まる中、平川市においても多くの保護者から教育相談が寄せられ、一人一人に応じた指導を必要とする子どもたちが増えてまいりました。子どもたちは平川市の宝であり、すべての子どもたちに一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境を整える必要があります。このことから来年度、情緒や言葉の発達などに不安を抱える子どもたちへの一貫した支援の充実を図るために通級指導教室及び県内10市では4例目となる未就学児指導教室を尾上分庁舎に開設することといたしました。教育、保育、福祉、保健、医療など関係部局等が一丸となり、発達段階に応じたきめ細やかな相談、支援を行うなどして子育てしやすさナンバーワンのまちを目指してまいります。具体的な取り組み等につきましては後ほど担当部局に説明をさせます。

次に、2点目の出産祝金についてであります。平成27年9月議会の一般質問において、第1子からの支給には多額の財政負担が伴うこと、多子出産を奨励し定住促進につなげていくため、市内に3年以上住所を有する要件や第3子以降の出産を対象とする現行どおりの支給を実施したい旨、答弁させていただいております。出生数の推移として、平成18年から21年までの4年間の1年当たりの平均出生数220人と平成27年から29年までの3年間の1年当たりの平均出生数194人を比較した場合、全体の出生数が減少する中、第3子以降の出生数は横ばいであることから一定の効果があらわれていると考えております。支給実績につきましては、担当部長から答弁させます。

次に、子育てアプリについての御質問についてであります。2月1日から配信を開始した平川市子育てアプリは子育て世代に普及しているスマートフォン向けの情報アプリで、子育てに関する情報に特化した新たな情報発信のツールとして構築したものであります。子育てアプリの配信により市の子育て情報を手軽に調べられるほか、子育てをサポートする情報やお知らせをお届けすることができるため、多くの子育て世代の方に役立てていただきたいと思っております。2月末時点でのダウンロード数は272件となっております。今後の方針としては、手軽に活用できるお役立ちアプリとして情報の更新や内容の見直し等を適宜行うとともに、子育てを応援する祖父母の方などにも周知を図り、多くの市民の皆様にご利用いただきたいと考えております。内容については、担当部長から答弁をさせます。私からは以上であります。

教育長、答弁願います。

私からは、通級指導教室は小学生を対象とした指導教室でありますので、その運営方針等、具体的な方策、内容等についてお答えいたします。

通級指導教室では、特別な教育的支援を必要としている子どもがその持つ力を最大限に生かして自立や社会参加ができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、在籍校や関係部局等と緊密に連携して教育支援体制の充実を図り、子どもやその保護者の思いに寄り添う運営に努めることとしております。

次に、具体的方策内容についてお答えします。本市に開設する通級指導教

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

室は、学習や情緒、言葉などにつまずきが見られる子どもたちを対象としております。現在、通級による指導が必要とされる子どもは30名程度おり、担当教員は2名が見込まれております。通級指導教室では個別指導が中心となりますが、来所日や時間につきましては保護者と担当教員で相談しながら決めていくこととなります。さらに、保護者の都合を考慮して、送迎が難しい場合は教員がそれぞれの学校を訪問して指導する教員巡回型による指導を行うこととしており、この小学校における教員巡回型は県内で初めての取り組みとなります。開所日は4月の25日を予定しており、現在、準備を進めているところであります。未就学児指導教室と連携を図り、一貫した支援の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

私からは出産祝金の過去の実績と子育てアプリの内容についてお答えさせていただきます。

まず、出産祝金過去3年の実績でございますが、平成26年度は38人で1,140万円、平成27年度は30人で900万円、平成28年度は21人で630万円でした。なお、今年度29年度につきましてははまのところで35人、1,050万円の見込みというふうに見てございます。

次に、子育てアプリの内容についてお答え申し上げます。子育てアプリは関係機関の子育てに関する情報を集約しており、探しやすいわかりやすいアプリでございます。また、アプリに掲載されている電話番号から直接電話ができるため、忙しい育児の合間に手軽に情報を入手でき、利便性の向上を期待しております。また、子どもの写真やコメント、日々の成長を記録できる子育て日記帳や、お子さんの生年月日などを登録していただきますとお子さんの年齢に合わせた乳幼児健診、予防接種のお知らせが受け取れるプッシュ通知、GPS連動でルート案内も可能な施設マップなど魅力的な機能を実装してございます。以上です。

○議長

○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

はい。いろいろ今回質問が多いものですので、いろいろな部署からのお答えありがとうございます。

それでは早速再質問、お話を進めていきたいと思っております。まず、通級指導教室、今回お伺いしましたら通級指導教室の方の部署は教育長と教育委員会と。そして未就学児の方は健康福祉部とこう分かれているようなことが私もわかりました。まず通級指導教室の方から順次、質問をさせていただきたいと思っております。

今回、4月25日開設というようなことでございますけれども非常にこの今回、30数名ですか。やはりいろいろな場面で生徒さんたちの動線といいますか、尾上庁舎になりますといろいろな方が来るわけですのでその動線、動き、入った際のいろいろそういう環境だとかそういう整備、それから教材の準備、こういうものについては保護者の方にどのように御説明しているものですか。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

私から、いま御質問の動線ということと保護者の方の説明ということでお答えいたします。通級指導教室は、御存じのとおり尾上総合支所3階に職員室、指導室、プレイルーム、面談室等を配置いたします。教室までの動線につきましては、尾上総合支所の複数の入口、そしてまた階段、エレベーターの利用等で、プライバシーの確保に努めて考えてまいりたいというふうに考えております。

教材につきましては、黒石市や弘前市の通級指導教室から得た情報を元に、児童一人一人の教育的ニーズに合った指導ができるよう準備するとともに、ICT機器の活用にも対応できるようWi-Fiの環境の整備を進めているところでございます。これらにつきましては、通級を予定している子どもの保護者全員と面談をしまして説明させていただいております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番
（長内秀樹議員）

はい、ありがとうございました。先ほど通級のお話で送迎のお話も出ました。送迎が難しい場合は教員が巡回型をやると。私も今回初めて聞いたんですけれども、県内初めてというようなことで、県内初めての教員巡回型のこれをやるというようなことですのでけれども、もうちょっと詳しく、どういう形でどういう内容でやるのか、県内初というところでわかっていたらお知らせください。

○議長

教育長。

○教育長
（柴田正人）

先ほども話しましたようにいろいろ家庭に都合がありますので、子どもさんたちが尾上の庁舎の方に来れないという場合があります。その場合を考慮して、配置される2名の先生方が予定を決めて、その学校に出向いて指導すると。いま、各学校にお願いをして指導する教室等を、新たに教室を設置すると大変な費用がかかりますので、その時間帯にどの部屋が空いているのかということ把握しながらその指導に努めるというような準備しているところでございます。以上でございます。

○議長

長内議員。

○4番
（長内秀樹議員）

いいですね。頑張ってください。初めて聞きまして、ああいいなと思った次第でございます。先生が出向くほうはわかりました。しかし、来るほうの人、通級のお話ですけれども、いままで中郷さんさお願いしていました。それが本市でやるということではやはり感じとしてはいままで以上、よくなければいけません。いままでと同じがベースですから、これ以上よくしなくてはいけません。そのよくするために今後どのようなこととかいろいろ考えていることあるもんですか。お知らせください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

議員御質問の、今後よくするために考えていることは何かということでお答えいたします。通級による指導の充実を図るためには、本人や保護者の思いを尊重しながら適切な見立てと専門的な指導を行っていくことが不可欠であります。平川市教育委員会では、通級による指導につきまして引き続き保護者に周知徹底してまいります。また、職員の専門性と個別指導の力量を高

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

めるため研修の充実を図ってまいりたいと思っています。以上です。

長内議員。

はい、ありがとうございました。通級のほう、大分わかりました。特にこの教員の巡回型、応援していきたいと思います。

続いて、未就学児童のほう、お話をちょっとお伺いしたいと思っています。今回、未就学児童も同様なところに開設するというようなことをございます。この未就学児については過去にも質問があったかと私もちょっと調べてみました。なかったんですね。今回、初めてこの未就学という言葉も出てきましたし、そこでこの未就学児童の開設の効果、またその効果を引き出すための本市としてどういうことを考えているのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

30年度から開設いたします未就学児指導教室の効果についてお答えいたします。

言葉や情緒の発達等が疑われる子どもたちに早い時期から、そして適切な時期から支援ができるようになりますから、就学前までに必要な子どもの成長を補えるものと考えております。また、その効果を引き出すために新たに乳幼児健診フォローアップ教室も実施いたします。これは乳幼児健診などにおいて発達に遅れの疑いがある子どもとその保護者に対し、発達心理士、未就学児指導教室の療育指導員及び保健師が集団での遊びを通して、その子の特性に合わせた支援を提供するものです。この2つの教室が連携を取って子どもたちを支援していくことで、早い時期から切れ目のない支援が可能となり、さらに子どもの心身の発達に寄与できるものと考えております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

はい、わかりました。非常に幼児から切れ目なくやっていくというような感じですけども、先ほど来プレイルームとかというお話も出ました、いま。平成29年9月の議会で石田議員の答弁の中でも、プレイルームという言葉が出てございます。いま、いい時代になりました。このタブレット。これ見ますと平成18年本市ができてから、そしていままでの議場で話されたことは一字一句、検索できます。非常に我々としては、私としては強い武器です。この答弁での言葉を拾っていきますと、いろいろな場面がこの中に含まれていることがわかりました。そういう過去の履歴も踏まえて再質問させていただきたいと思います、これから。プレイルームを備えるということでお話しあるわけですけども、やはり乳幼児となりますと最近のお母さん方は抗菌・除菌、特に除菌のお話がされてございます。プレイルームなど、こういう場合の除菌対策についてはどのように考えておりますか。

○議長
○教育委員会事務局長 (大湯幸男)

教育委員会事務局長。

はい、御質問の、プレイルームの除菌・抗菌ということで、私のほうからお答えいたします。

教室の環境につきましては毎日、掃除を行うことや教材を使用後に拭き取り等を実施したいと。そのことから子どもたちが安全に使用できるような配

慮をしていきたいと考えておりました。また、児童や保護者の方にも、指導後の手洗い・うがいを徹底してお願いするとともに衛生管理に努めてまいりたいというふうを考えております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい、1つ、せっかくのいい提案でこうやるわけですので、その切れ目なくその辺まで、除菌・抗菌のその辺まで細かな目をひとつ向けて子どもたちのために向かっていっていただければと思います。

次に、出産祝金についてお話を進めていきたいと思っております。出産祝金、私も大分いろいろな場面で見させていただきました。まず、出産祝金の30万、今回、過去にも一般質問または予算委員会でもお話が出てございます。こういう中で本市のこの30万あるわけですけれども、近隣市町村の支援内容をわかっていたら近隣市町村の支援内容についてお知らせください。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(小林留美子)

はい、お答えいたします。県内10市では本市と五所川原市が実施しております。県全体では18市町村ということになります。津軽地域では10市町村が実施しており、近隣町村では大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村等が実施しております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

いま、お話はやっているところのお話を聞いたわけですがけれども、やっていないところ、市町村名を挙げてちょっと御紹介願えませんか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(小林留美子)

いま申したところ以外でございますので10市の内、本市と五所川原市以外やっておりますので、近場では弘前、黒石とそれから青森、八戸、三沢、よろしいですか。等々でございます。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

わかりました。ということはつまりやっていないところ。さっきやっているのは市でいきますと本市と五所川原ということですのでお隣の黒石市さん、弘前市さん、やっていないわけですね。いまのお話ですと。私、調べたところによりますと、弘前市はなしですけれども、黒石市さんは育児用品購入応援券ということでお一人5,000円やっています。それから、八戸市はもちろんなしです。県外いきますと、隣の秋田県鹿角市、ファーストベビーという第1子に10万円、大館市も10万です。県外ちょっと見てみますと神奈川県横浜市、苗木を差し上げています。方向性としてどうも少ないような感じしています。子育て日本一といま、言われている岡山県の奈義町というところがあります。出生率2.8、非常に頑張っているまちでございます。ここは第1子は10万、2子が15万、3子20万、4子以降、4子30万、5子40万とこうやってやっています。ただ、方向性として最近のいろいろこういうこの30万のお話を調べてみますと、どうも最近はちょっとこう向かう道が違ってきます。第3子が産まれたから第1子がとかという感じじゃなく、やっぱり広く浅くというんですか、の方向にどうもやっぱり最近、いまのこの人口減少社会か

ら向かっているわけですがけれども、それこそ子育てしやすさナンバーワンを本市として目指すのであれば、子育てナンバーワンですからやはり、妊娠からずっと先ほど来の切れ目ない方向性がやはり考えられるんじゃないかなと思うわけですがけれども。この本事案30万、私はいい。悪いというんじゃないんですよ。非常にいいんですよ、30万けることは。いいんですけれども、最近のこの動きから見ますとなんかちょっとこうずれてきたんじゃないかなと、そういうことを感じる一人でございます。

市長にお伺いします。そういうんた中で、市長として今後未来に向けて今回この事業ずっと何年もやってきました。未来に向けて市長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

長内議員御指摘のように、いわゆるあらゆる世代、妊娠から出産のみならず、それから子育て世代が終わるまであらゆる年代を通してこれを支援をしていくというのは非常に大事なことではないかなと思ひまして、いままでにない施策も先ほど提示しましたようにさせていただいております。この出産祝金に関しましてはのみならず、昨日、昨日じゃなくてですね、一般質問初日の工藤貴弘議員の一般質問でも御答弁させていただきましたが、不妊や不妊症に悩む御夫婦など出産に至るまでの支援も、これもまた重要だと思っております。安心して子育てを行ってもらえるように子育て全般にわたる対策、支援のあり方について今後、検討していかなければならないのかなというふうにも考えております。第3子から出産祝金をお配りすると言いますか支給するというので、いまのデータでいきますと1子、2子の出生数が減っている中であっても第3子は減っていないというふうなデータもあります。ただ、第3子に出生祝金を支給することによって第3子を産むような形になっているのか、もしくはそれ、祝金を出さなくても出すようになっていると言いますか所得的なものもありますので、その辺のところをもう少し調べて検討しながら今後の出生祝金に関する議論につままして検討してまいりたいと思ひます。前回でしたか、議会の中で第3子だけやるんじゃなくして1子2子3子に均等にやったらどうかというふうな御意見もございします。その辺のところはさまざまな要素を検討しながら、また、検討した結果を議会のほうに、御理解いただければまた御提示しながら進めてまいりたいというふうにも考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

はい、ありがとうございます。子育てアプリについてのちょっと質問をさせていただきたいんです。今回、こういうチラシですよね。私も実はこれを見まして、いいことやったなあと思ひました。今回、議長の許可を得まして、皆様方に配付させていただいたわけですがけれども非常にいいんですよ。これ非常にいいんです。いいんですけれども、私から見れば大変なところを忘れてるんじゃないかなということで、これから御指摘させていただきたいと思ひます。この子育てアプリの中で、お母さんが一番心配するのは子ども

の緊急医療体制なんです。子どもが急にせき込んだり何かあったときの緊急医療体制。この緊急医療体制の中、これがあるかといえないんです。このとき救急車を呼んだらいいのか、呼ばなくてもいいのか、その判断をするようなそういうせつば詰まったこういうんたときの、ここにもあります、開いた時。深夜に急に発熱したときどうすればいい。ここにあります。ここの真ん中の下。ここのところをいきますとどういことが出るかという市役所のホームページが出てくるんですよ。回されるんです。せつかくいいものつくったのにここ、どんだんですか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(小林留美子)

長内議員おっしゃられたとおり、緊急医療体制については子育て支援情報の小児救急医療夜間休日のページで紹介しているという形になっております。御指摘の緊急受診の目安、判断のチェックポイントについても外部サイトからの提供となっております。これからは緊急時にすぐ確認できるよう緊急時に役立つ情報などの項目を追加して、より利用しやすいアプリにしていきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長

長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

本当にここは大切なところですよ。もしもよろしければこれに加えてほしいのが、私もいろいろ聞きましたら離乳食だそうなんです。離乳食のレシピだそうなんです。離乳食レシピもやはりリンゴを加えたものを入れておいてくれば非常に助かるというような、お母さん方から若いママから聞きました。ひとつそういうんたこともやっていただければ。時間もあれです。次の質問に入らせていただきたいと思っております。

次の、市のシティプロモーションと広報広聴戦略についての①市のシティプロモーション戦略、方針についてでございます。

「やっぱりここだね、平川市」、こういうキャップフレーズで昨年10月に「シティプロモーション推進方針」を策定したようでございますけれども、このシティプロモーション、どうも私見るにあたって具体性に乏しく、今後どのように展開しようとしているのかわかりづらいように感じてございます。片仮名言葉で非常にわからないこういう時代の中で、本市としてこのシティプロモーション推進方針出ましたけれどもどうも、私もこれ何回も読ませていただきました。こういう感じで出ましたよね。平成29年10月、総務部総務課が出しました。そこで、このシティプロモーションの具体的なターゲット、目標値、年次計画、これについてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、②広報広聴の基本方針と方向性についてでございます。

このシティプロモーション、いろんな場合でチラシだとかいろいろあるわけですが、これ読ませてもらいますと、総務課に広報広聴活動を専門とする係が新設されてきてこういうものができたわけですが、市で発行するパンフレットやチラシ、先ほどのこのチラシ、子育てアプリでもです。このチラシです。普通こういうチラシには奥付ってあるんです。どこ

で出して、まことにこういうものが、せっかくこの広報広聴をつくった割にはどこで出して、平川市で出したけども平川市の、もうちょっとほかさいきますとちゃんと書いているんです。この辺など一元管理するべきと私は考えるわけですが、広報広聴活動のこれからの展開、方向性、これについてどのように考えているのか。以上、2項目についてお伺いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

シティプロモーションに関する御質問2点についてお答えいたします。まず、1点目の市の戦略方針はというふうなことでございますが、市では昨年、平成29年10月に平川市シティプロモーション推進方針を策定しました。その中で、当市のシティプロモーションの目標を市民の市に対する愛着や誇りの醸成、市のイメージ・知名度の向上、定住促進、交流人口の増加による市の活性化の4つに定め、これらの目標を達成するために市の魅力や地域資源を市内外へ効果的戦略的に発信することとしております。今回の推進方針では、具体的な目標値は定めていませんが、当面の重点ターゲットを20代の若者に設定しております。また、今年度の実施状況につきましては、若い世代に市を知ってもらえるようにSNSを中心とした新たな媒体による情報発信に取り組んでいるほか、市の広報誌やホームページのリニューアルを進めてきています。来年度の年次計画としては、まずはシティプロモーションの目標の一つに掲げている交流人口の増加による市の活性化を目指し、商工観光課や観光協会などと連携して観光部門におけるPR活動を進めていく予定としております。具体的には、テレビや全国紙、大手旅行会社などを活用した全国規模の宣伝活動や市長トップセールス時に私が直接地元マスコミに出向き、市を売り込む活動を行うほか、トップセールスの状況もSNSを活用して現地に即時発信するなど新しい取り組みにもチャレンジしながら、これまで以上に積極的に情報発信に取り組む予定であります。なお、今後シティプロモーションで掲げた目標を達成していくためには、市役所職員の意識改革も重要であるというふうに考えています。私は市のトップとしてシティプロモーションの先頭に立ち、あらゆる機会を利用して市の魅力を積極的に市内外に発信していきます。また、職員一人一人にもみずから市の広報マンであるということを自覚させ、職員一丸となって市のPRに取り組んでまいります。

次に、広報広聴の基本方針と方向性についてであります。市では今年度、総務課内に広報広聴係を新設しました。広報広聴活動につきましては、市民に対する行政の説明責任を果たすため積極的な情報発信を行いながら市民の声を把握し、それを市の施策に反映させるという、まさに市民とともにまちづくりを進めていくためのシステムそのものだと考えております。今後も広報ひらかわや市ホームページ、SNSを通じた積極的な情報発信のみならず、まちづくり懇談会や市民提案箱などを始めとする市民の声を聞き取り組みも継続的に進めていきます。なお、市で各世帯に配布しているチラシなどについては配布前に広報広聴係に一たん集約し、問い合わせ先の有無などの内容

を確認したうえで配布しております。このたび、議員御指摘のとおり、市が作成したパンフレットの中にこれまでとは少し体裁が違うものがあったようですので、今後は各部署にチラシやパンフレットを作成する際の統一的な考え方を示したうえで、より見やすく読みやすい広報資料の作成に努めてまいります。また、各部署から広報広聴係に寄せられた情報については、今後も市のホームページやSNSなどに掲載するほか、マスコミの力も借りながら積極的な情報発信を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい、ありがとうございます。ちょっと質問をさせていただきます。先ほど答弁の中で、①のシティプロモーションのほうですけれども、SNSを使って現地で即時発信という御言葉が中でありましたけれども、トップセールスしているわけですけれども、そういう場合でその際に現地でそのまま発信という形で考えてよろしいんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

長内議員の御質問にお答えいたします。来年度の予算に、要は通信するためのタブレットと通信の端末を、予算要求してございます。それをういまして、市長がトップセールスしている様子を、リアルタイムで発信したいというふうに思っております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

すごいですね。何か、がっと前さ行くんた感じしますね。いろいろ聞きたいなと思っていたら、逆にそういうお答えが来るとは。ひとつこれから頑張っていたらと思えます。それでなもぶっかれでしまいました、次の質問が。あらと思いましたが、そうくるとは思わなかったものです。

最後のほう、最後の質問に入りたいと思います。最後、3番の冬の観光「スカイランタン」の創設についてでございます。

先月25日、台湾台中市のランタンフェスティバルに私も参加してきました。当日の内容は台湾台中市で発行されていましたが私も、いただいてきました。発行部数70万部だそうです、この新聞。70万。台湾で一番の新聞です。その新聞の中にここさ、ここさ書いていました。「日本平川市発」と書いています。「日本平川市発放睡魔小花燈」と書いています。ちょっと私も調べたんですけれども、読み方はわかったんですけれども、内容についてはさまざまあって、なかなかわかりませんでしたけれども、こういう台湾の70万部出ている新聞にそれこそパブリシティ効果、市としての。70万部です。これ。70万部だとなればさすがうまくいったなあという思いで私も感じた次第ですけれども。また、インターネットを調べてみましても青森県平川市という名前が発信されてございます。非常に効果のあった一つの事業ではないかと、大変評価するものでございます。

また、我々視察団でございますけれども、同このフェスティバルの参加後、台湾北部の十分、シーフェンというんですけれども、その山あいの集落で

毎日実施されている、ランタンに願いを書いて空に飛ばすスカイランタンというのを実践してきました。議員9名でみんながスカイランタンをやってきたわけです。このスカイランタンですけれども、気球の原理と同じくつくったランタンに筆でそれぞれの思いや願いを書き、書き終えたらそれを大空に舞い上げる体験観光です。あいにく日中に行ったため、夜空に舞い上がる幻想的な風景は体験できませんでしたが、あの山あいの小さな集落に大型バスが何台も列をつくり、ランタン飛ばしのために観光客があふれんばかりにいた光景、私も見ましてアイデアとチャレンジの必要性を感じた次第でございます。それこそ若い人も、熟年の方も、国籍もさまざまです。ランタンに中国語で書いている人もいました。英語もいました。たぶんアラビア語だんでねべがなと思うような文字もありました。もちろん日本語もありました。我々も、我々議員団もそれぞれの思いを書いてきました。筆で書きました。それを大空に飛ばすんです。言葉が通じなくてもそのことを見ただけで、あっ、こうやるもんだなということわかります。非常に私個人としてもいい体験を改めてしたなと感じた次第です。

そこで質問するわけですが、雪原の冬の夜空にああいうランタンを平川市として飛ばす「本州最北のスカイランタン」って、私、勝手に名前をつけましたけれども、そういうんた感じで本市のイベントとして、もし行った場合どんなもんですかと御提案をしたいんですけれども。非常にあの字を書いてみますと、おもしろいです。ひとつ市の見解をお伺いさせていただければと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

冬の観光のスカイランタンの創設についての御質問でございます。その前に台湾でのランタンフェスティバル、台中市でのこの御質問に及びましたが、SNSでの発信に関しては、あのにぎわいをその場で即時発信できないかということで取り組みを来年度から、いわゆるトップセールスのみならずランタンフェスティバルの模様とかをその場で発信できたら、これはもっといままで以上のこの平川市としての発信効果になるんじゃないかということで取り組まさせていただきます。

スカイランタンでありますけれども、議員のおっしゃるとおり台湾のシーフェンのスカイランタンフェスティバル、毎年元宵節の日にランタンを一斉に夜空に放すイベントで、数万人の観光客が訪れており台湾を代表する文化的行事となっているように聞いております。国内では新潟県中魚沼郡津南町の津南雪まつりにおいて2010年に雪蛭と称して企画され、2012年からはランタンが打ち上げられております。しかし、イベントの実施には関係団体の協力が不可欠であり、会場周辺の安全性と環境性の問題をクリアすることが実施の前提となります。私も議員御指摘のこのランタンを活用したイベントに関しましては、台中市との交流を進めていることもあり非常に興味深く思っておりますので、御提案いただいた内容につきましては、観光協会や商工会等の関係団体の意見を伺ったうえで実現の可能性を探ってまいりたいと考え

ております。ただこの、火をつけたランタンを空に飛ばしてどこに行くかわからないということで、やけどやあるいは大火事の危険性というのもありますし、また火が消えるまで見張らなければならない。そういうふうなことも必要になってこようかと思っておりますので、その辺のところも踏まえながら検討をしてみたいなというふうに思っております。この対策として、ひもをつけて遠くまで行かないようにするような自治体もあるようにも聞いておりますが、その辺を踏まえながら含めながら今後検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい、すぐに一朝一夕にいくものではありませんけれども、実は私、このスカイランタン、台湾に行く前に昨年12月20日の日にちょっと勉強してきました。世界旅行のロコミサイト、トリップアドバイザーというのがあります。世界旅行のロコミサイトのトリップアドバイザー。ここの日本法人の支社長で元あった方で原田静織さんという人のお話を聞いてきました。上海人、上海の方です、出身は。ちょっとお話を聞いてきて感動したというか、ちょっと御紹介したいと思っております。これからの東北の観光、温泉と和牛と自然はだめだそうです。これにプラス最近では体験、観光と体験が入って初めて東北のよさを売り出すことができるんだと。私、感動しました。そして今回、台湾での気球を、気球というかランタンを空に上げてきたわけですけども、やはり体験の観光をやはりこれからを考えていく時代だなと感じた次第でございます。ただ見るだけの時代は終わったんじゃないかと。特に温泉と自然と和牛ではもうまねと。会場は仙台で行われて私も行って来たんですけども、いろんなところの自治体の方々がいました。県内、本市ではいりませんでした。残念ながらいりませんでしたけれども、他市がいました。本県の中で他市の方がいました。みんなして感じた次第でございます。時間もあと6分になりましたか。以上で私の質問を終わりたいと思っております。

○議長

4番、長内議員の一般質問は終了しました。

11時35分まで休憩とします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、11番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

(桑田公憲議員、質問席へ移動)

○議長

桑田公憲議員の一般質問を許可します。

○11番

改めましておはようございます。

(桑田公憲議員)

第8席、議員番号11番、誠心会の桑田公憲です。ただいま議長の許可を得

ましたので一般質問をさせていただきます。昨年3月議会の予算特別委員会の中でも質問しましたけれども、内容についてもう少し詳しくお聞きしたく今回、一般質問の通告をいたしました。よろしくお願いいたします。

さて、私が高校を卒業した当時、いまから40年、45年前にもなりますけれども、鳥獣被害といえばウサギ、ネズミ、鳥ぐらいのものでした。その後リンゴのわい化栽培が始まり、ウサギとネズミの対策には大変苦勞いたしました。これは市長もよくおわかりのことと思います。当時、当唐竹地区にも10人ぐらいの猟銃を持った人がいました。いまは1人か2人です。近年、中山間地におけるクマの出没並びに農作物被害が増加しており、当唐竹地区の樹園地でも多くの目撃情報が私の耳に届いております。しかし、クマの対策についてどこに連絡してよいのかわからず、収穫まで被害防止対策がなされないままというケースがあります。そこで、クマを目撃してから捕獲まで一連の流れを詳しくお教えてください。

また、鳥獣被害対策実施隊の構成員の状況や捕獲用のわなの数、主な鳥獣の猟期についてもお教え願います。改めて申し上げますけれども、先日の工藤貴弘議員と重複しないようになるべくしますのでよろしくお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

桑田公憲議員の一般質問、鳥獣被害の連絡があった場合の当市の流れについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今年度におけるクマの目撃情報として、たけのこシーズンの5月からリンゴ収穫シーズンの11月まで延べ13回の目撃情報が市のほうに寄せられております。地域住民にとりまして農作物の被害や突然のクマとの遭遇は、生命を脅かす非常に深刻な問題であります。そのため、クマによる被害があった場合の心構えとして、クマを目撃したら速やかに連絡、対応する術を日頃から習得しておく必要があると思います。

御質問のクマを目撃してからの対処方法や鳥獣被害対策実施隊の件などについては、担当部長より詳しく答弁させますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

それでは御答弁いたします。御質問1点目のクマを目撃してから捕獲までの流れでございますが、まず、クマを目撃したら、警察や市役所などの公共機関へ御連絡していただきたいと思います。その後、市農林課で現地確認を行いまして、農作物の被害調査と鳥獣捕獲が可能かどうかを判断いたします。

また地域住民に対し、速やかに注意喚起活動として、看板の設置、防災放送による地域住民への状況説明を実施いたします。そして、鳥獣被害対策実施隊による銃器や箱わな設置による捕獲活動を行います。なお、目撃場所や被害場所が住宅地から近い場合は、銃器やわなによる捕獲はできません。

次に、御質問2点目の実施隊の組織状況や捕獲用わなの数、そして主な鳥獣の猟期についてお答えいたします。

平川市鳥獣被害対策実施隊は、市農林課職員5名と猟友会会員26名の合計

31名で構成されており、年齢は最年少が20歳、最年長が81歳で平均年齢は62歳となっております。

次に保有している捕獲用わなは、クマ用の大型のものが13基、タヌキ、アライグマ用の中型のものが7基となっております。

また、猟期につきましては、都道府県毎に定められておりまして、青森県においては、ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、タヌキ等の主な猟期は、11月15日から2月15日までの3か月間となっております。以上でございます。

○議長

○11番

(桑田公憲議員)

桑田議員。

はい、ありがとうございました。ただいま市長のほうからありました、昨年度13回が目撃情報が寄せられたとありますけれども、この中で例えば何名の方が出動して、そしてその効果というか、どのくらいのクマを駆除できたのか、それ、お知らせください。それと、クマ用のわな13基あるとお聞きしましたけれども、それで足りているのか。それとまた、それ例えば1基つくるのにどのくらいの費用がかかるのかお知らせください。

○議長

○経済部長

(西谷 司)

経済部長。

ただいまの御質問でございますが、まず、目撃情報にかかるわなの設置回数は13回のうちの6回がわなを設置してございます。現場状況に応じてでございますが、その箇所そのものには目撃情報ごとに1基から2基を設置しております。それから、例年目撃情報のある場所等にも設置しておりまして、平成29年度は6頭ほどのクマを捕獲しております。わな1基当たりの費用でございますがおおむね10万円未満、10万円程度のわなでございます。以上でございます。

○議長

○11番

(桑田公憲議員)

桑田議員。

ただいま13回が目撃情報があつて、そして6回のわな、そして6頭の捕獲ということをお聞きしましたけれども、そのほかはどうなっているのか。それと加えていま、こういうのもらって市で出しているのあるんですけれども、こういうの例えばさっき長内議員が言われたようにああいうアプリで出してもらえればと思っておりますけれども、そういうことを考えているのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長

○経済部長

(西谷 司)

経済部長。

先ほどの御質問の中で答弁漏れもございました。すみませんでした。

まず、いまの質問の前に、先ほどの御質問で答弁漏れの件でございますが、13基で足りているかという、いまのわなの数で足りているかという御質問でございましたが、実際、13回そのものはそれぞれに捕獲の許可の期間が異なりましておりますので、随時その期間ごとにわなを設置してございまして、わなを使い回ししているという状況であります。そのため、いまのところわなの数そのものは足りている状況でございます。それから、出動人員につきましても大体2名から3名の1回当たりの出動ということになっていましたので、それが延べ回数に乗じた形になろうかと思えます。

PRの件でございますが、当然ながらいまの私どもの施策のプロモーショ

ンというかそういったものにつきましては今後、広報とかそういったもの以外にやはり、いまの近代的な広報媒体であるSNSというものの活用もやはり、今後においては考慮して考えていかなければならないというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長

桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

猟期についてですけれども、先ほど11月15日から2月の15日までの3か月間とお聞きしましたけれども、これは国・県で定めているものだと思います。そしてこのチラシ、チラシというかこれ見ますと保護の期間ってありますけれども、その中にアライグマ、ニホンジカは90日、それからカラス、ウサギ、サルは60日、クマは30日とありますけれども、例えばこの猟期の中のほかにこの30日、クマの30日とかそこら辺の考え方と言えればいいのか、そこをちょっとお知らせくださればと思います。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

有害鳥獣の鳥獣ごとに捕獲期間というものは異なっておるわけですが、当市においては特に、捕獲許可を出す鳥獣というものは具体的に申し上げますと一番多いのがやはりクマ。これは議員からもおっしゃったとおり、30日間です。許可をもらってから発行するまでの期間。目撃情報あればその際に速やかに捕獲の許可をいただいて、それから30日間でもって1回の目撃情報に則した活動がなされるわけですが、そのほかにそれが目撃情報あるために随時やって去年は13回という説明をしました。それから、アライグマとかニホンジカと違って現実的にそれぞれ90日と長い捕獲期間となっているんですけれども、現実的に目撃情報実際あってそれに伴っての捕獲許可というものはちょっと近年記憶にございませんでして。これが、いまの御質問にきちんと答弁されているとは思いませんけれども、その辺のところについてはちょっと私も勉強不足でありますので、後ほどでももしその辺の考え方、多分確認してから御答弁させていただきたいと思います。

○議長

桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

私の質問の仕方がちょっと悪かったようで、部長も理解していると思うんですけれども、猟期が例えば11月の15日から2月の15日まで、それは猟銃を持った人、免許ある人がその間は撃ってもいいんですよとすう猟期だと思います。それでこれに書いてあるのはそのほかに、例えば春に鳥獣の駆除の許可が出た、出てからの日にちだと思しますので、そこら辺をそれで理解していいんですね。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

ただいまのおっしゃられたとおりでございます、通常の猟期というものはいわゆる猟の解禁というように御理解いただければよろしいんですけれども、それが11月15日から2月15日までの3か月間、これは特に捕獲許可等ということではなくて通常の猟期でございます。ただいま桑田議員からおっしゃられたのは、その目撃情報があった場合に捕獲許可というものがそれぞれ、春であったり猟期を外れた時期にも目撃情報があって、やはりそういった

被害等が懸念されるときにそういった捕獲許可を出すわけですが、それについてはクマが30日であったり、アライグマやニホンジカは90日間、その捕獲する期間が設けられているということでございます。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

はい、ありがとうございました。この中に私がちょっと聞いたというか免許ある人からちょっと聞いたんですけども、このニホンジカ、アライグマ、は90日になっていますけれども、何かこれがニホンジカの被害とかこれからのことを考えてということなんでしょうけれども、何か今月3月いっぱいまでに猟期が伸びたということを知っていますけれども、その後でいいですので、そういうこと私聞いていますのでそこ確かめてもらえればと思っています。

それでは次に行きます。第2の質問ですけれども、免許取得の経費についてですけれども、鳥獣被害対策実施隊の若返りを図っていかなければならないと思いますけれども、例えば狩猟免許を新規で取得する場合、また、銃の所持許可を取得するためにはどのくらいの費用が必要か。また、市としてどのような支援があるのかお尋ねいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

狩猟免許取得の経費についての御質問にお答えをいたします。

平川市鳥獣被害対策実施隊として銃器や捕獲用わなによる駆除活動を行うためには、狩猟免許と銃の所持許可が必要となります。これら免許を新規で取得するとなると自己負担になりますが、当市においては免許の新規取得に対する支援制度はございません。

現在、実施隊の高齢化が浮き彫りとなっており、若い世代の隊員加入促進を図るうえでは、狩猟免許の取得経費に対する助成も今後検討する必要があるのではないかと考えております。

なお、免許の取得経費の内容につきましては、担当部長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

まず、新規で狩猟免許を取得する場合は、事前講習、健康診断、受検手数料など約1万5,000円の費用がかかります。

また、猟銃を所持するためには、銃器の所持許可が必要であり、講習会、射撃教習、申請手数料などに約7万円の費用がかかります。

また、そのほか猟銃やガンロッカーの購入費として、最低15万円ほど必要となります。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

はい、いまのお答えですと私、ちょっと計算してみたら最低でも23万5,000円から24万、4、5万かかると思います。市長の答弁のほうでこれから補助金、補助金というか助成の検討も必要でないかという答弁がありましたけれども、それはぜひ考えてほしいと思います。というのは、狩猟免許取るにここでいくと7万円ぐらいかかるということですけどもそれに、7万円ですけどもそれ取るために教習所でちょっと調べたところ、練習しに行くとい

うか、最初に撃ってみてこの人はできるかなというのを調べてから免許を与えるんだそうです。ですので、そのために練習しに行ったりそのための試験を受けたりするのに自分で銃弾、例えば撃つ弾とかは自分で全部必要になるんだそうです。そして、もちろん上手だば1発か2発でいいんだそうですけれども、下手だ人は10発でも当たらない人もあるそうです。初めて持つものですので、なかなかそれは人によって違うんだそうです。そして、ちなみに散弾の銃弾を買くと、例えば25発で1,500円くらいとか聞きました。それと、例えばライフルであると1発600円だそうです。ですので、それもし自分の実費でやるとしたら大分かかると思います。それでこれは、その私聞いた本人は自分で弾詰めるっていう人であって、これ買うともっと高いんだそうです、買ってくると。その人は自分で弾と火薬を買ってきて自分で詰めてそのくらいのお金になるということで、そういうベテランですとお金はかからないんだけれども、最初にやるのはそれだけかかる。それで、ちなみに例えばただ練習で撃つ弾とそれから猟銃の弾、猟をするための弾ではやっぱり全然違うんだそうです。火薬の量とか違ってきて普通の倍するそうです。そういうことでいろいろお金かかっているんだなということをお聞きしましたので、ぜひとも市長、後で予算委員会の時でもちょっとお聞きしますけれども、そういうことで前向きにお考えいただければと思っています。

それと、この猟銃の免許取って、例えば優遇措置とか聞いてますけれども、その辺のことはこの次に関連ありますので一緒にお聞きしたいと思います。議長いいですよ。鳥獣被害防止対策実施隊の活動費についてです。実施隊について、予算書には活動費の記載がないように見えるので、運営費・活動実績等はどうなっているのか、その中身についてお尋ねします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

鳥獣被害防止対策実施隊の活動費についての御質問であります。平川市鳥獣被害防止対策協議会の事業としてこれは実施しております。

平成28年度は、鳥獣捕獲に要した延べ700時間分の人件費70万円、そして箱わな3基の備品購入費を含めた事業費として、総額100万5,000円となっております。

この財源につきましては、協議会に直接県補助金が交付されますが、年度当初は活動資金がないため、県補助金が交付されるまでは平川市から運転資金として貸付金を受けながら事業を実施している、これが現状でございます。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

まず、鳥獣被害対策実施隊に入った場合のメリットということでございますけれども、その優遇措置の内容について御回答いたします。まず1点目としましては、これまで実施隊でなくて個別の猟友会の方々が活動していた時は、事故等のそういった備えにはみずから傷害保険とか入って対応していたんですけれども、今回、実施隊ということになりますと非常勤特別職としての身分となります。そのため、公務災害の適用になるということが非常に大きなメリットになります。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

それから、2点目としましては、毎年10月頃でございますが狩猟の登録時に免許の更新があるわけですが、そのときに狩猟税、県税でございますが狩猟税1万6,500円が免除になります。

それから、3つ目としましては、猟銃の実技講習の費用としてこれも3年に1回、この更新の手続きが必要なんです、警察へ申請する際にこの実技講習の1万2,300円が免除になるというふうな内容です。

それから、4点目としましては、これまで10年以上の銃の所持履歴がなければライフルを所持することができなかったわけですが、これが実施隊になりますと、この10年以上の所持履歴がなくてもライフルを所持できるというふうな優遇措置がございます。以上でございます。

桑田議員。

ありがとうございました。この予算とかについては予算議会のとき、もう少し見ながら聞いたほうが分かりやすいのかなと思っていますので、その時またよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで質問してまいりましたけれども、猟友会、例えば26人、市職員入れて31名あると言いますけれども、ほとんど聞きますと出ている人は限られた人だけで、ほとんど最高年齢が81歳とかと聞いていますけれどもそういう人はほとんど出ていないのかなと思っています。そういう意味でその人数は足りないのは当たり前じゃないかなと思っていますけれども、これからもまたそのためにいろいろ市でも協力していかなければならないと思っていますけれども。そういう意味でいろいろ質問してきましたけれども、会の平均がいま、言いましたとおり62歳という高齢化が進み、実際、捕獲活動はやっぱり3人か4、5人だと思ひます。それで大変負担になっているとお聞きしています。

先日、工藤貴弘議員からもありましたが、全国でも最も被害の多いニホンジカ、そしてまたイノシシも見えているということで、鳥獣による被害の発生等鳥獣被害対策を取り巻く状況が非常に厳しくなると思ひます。また、猟友免許の更新、猟銃の所持、許可の技能講習、高齢や猟友会員にとっても少なからず負担になっていると思ひます。このような状況の中で若い世代の人員確保、組織力の強化等、有害鳥獣保護体制が急務であると思ひます。どうかこれからもよろしくお願ひします。当市の主産業である果樹、米、野菜等を守るのは当然であります、クマ、イノシシ等は人の命にかかわるおそれがあります。

私、実施隊の隊員に話を聞いたところ、免許取った当時一番大変だったのは、銃を持ったとき警察が来ていろいろ聞かれるそうです。そして、隣近所にも行って聞いて歩くそうです。非常に親たちは「あそこの兄、何やったんだば。」とかいろいろそういう噂を聞いて心苦しいときがあったそうです。そういうこともお聞きしました。

そしてまた、いまその人がこういう本を読んでいた。「生き物を殺して食べる」という。これルイズ・グレイというスコットランドの新聞記者

をずっとやってそういう人なんですけれども、私たちはいま、豚とか牛とか鳥とか自然に食べていますけれども、例えば自分の銃で撃ってそのものの命を奪うということが、どういう意味で我々は生かされているのかというのがこの「生き物を殺して食べる」という本に書いています。そういうことで、銃を持ってこういう被害に遭った人を助けることも大変ですけれども、それ以上に自分のそういう心を痛めているんだなというのを改めて今回の質問の聞き取りで感じました。そういうことで私たち議員もそうですけれども、市としてもそういう人たちのことを考えながら、これからそういう支援をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

11番、桑田公憲議員の一般質問は終了しました。
昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午後12時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの桑田公憲議員の一般質問について、経済部長より答弁の申し出がございませぬ。

○議長

経済部長。

○経済部長
(西谷 司)

先ほど桑田議員から猟期が3月まで伸びた情報があるとの意見がございましたが、確認したところ、今年度から青森県第二種特定鳥獣管理計画に基づいてニホンジカに限り狩猟期間が3月31日まで延長されたとのことでございませぬ。答弁に誤りがあり大変申しわけございませぬでした。

○議長

第9席、17番、齋藤律子議員の一般質問をおこないます。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の質問を許可します。

○17番
(齋藤律子議員)

一般質問2日目、9番目の質問者となります、17番、日本共産党の齋藤律子です。

それでは通告に沿って一般質問を始めます。

まず最初の質問は、長尾市長の2期目の公約について質問をします。

①、1点目は子育てしやすさナンバーワンのまちについて、国保の子どもの均等割減免で子育て支援をとということについてお尋ねをします。

今議会は、平成30年4月から実施の国民健康保険の都道府県化に向けた関連条例案が審議されます。国保の均等割をめぐっては、サラリーマンが加入する被用者保険は子ども的人数が増えても保険料が変わりありませんが、市町村国保は世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるため、これまでも「子育て支援に逆行する。」などとし指摘をされてきたところで。

平川市の国保税では、子ども1人につき均等割医療分23,800円、後期支援分6,600円、合計30,400円の均等割が賦課されるため、子どもが増えれば国保税もその分高くなります。加入する医療保険の種類によってこのような格差があるのは、公正・公平の理念には合致しないのではないかと考えています。

全国知事会は、2015年1月8日付で「子育て支援の観点からの子どもに係る保険料（均等割）の軽減」を要請しています。東京都議会は、2017年3月30日付で「子どもに係る均等割保険料（税）の負担を軽減すること」を国に求めています。子育ての負担を軽減し夫婦が理想とする家族構成を実現できるようにするためには、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要であると国に要請しています。全国市長会でも声を上げています。全国の市町村では均等割の減免・軽減を実施しているところが増えています。第1子から減免しているところもありますが第3子以降を減免しているところもあり、軽減割合についてもさまざまなようであります。

平川市でも子育て支援の立場から均等割に対してこうした減免・軽減を実施していくべきではないかと思いますが、市長、答弁をお願いいたします。

長尾市長の2期目の公約について、2点目は②ですが、健康長寿青森県ナンバーワンのまちについて質問をします。

健康で長生きをしたい。このことは多くの人の願いとなっているでしょう。日本人の平均寿命は男性が80.21歳、女性が86.61歳、厚生労働省の平成25年簡易生命表で発表され、男女とも世界トップクラスとなっています。

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばし、健康寿命青森県ナンバーワンを目指そうとしている長尾市長の公約ですが、実現に向けてどのような有効な手立てを考えているのか、政策は具体的にどのようなことを掲げようとしているのか不明な点があることから、提言も含めてお尋ねしたいと思います。

まず、イとしてたばこの受動喫煙をさせないための対策についてお尋ねをします。

受動喫煙防止を義務とする健康増進法は平成15年5月1日に施行されましたが、平川市の例をとってみても、市民一人一人が健康増進法の意義を理解し喫煙者も非喫煙者も日々を過ごしているかと言えば甚だ疑問であります。喫煙者はみずからの利益を優先する行為を率先するケースが多く見られますが、受動喫煙をさせないという意識に立てない人が多い現状ではないでしょうか。非喫煙者もたばこの害を受けることを好ましく思っていないでも口に出してノーという意思表示を避け、我慢をしてしまうケースがほとんどではないでしょうか。

そこで、このたばこの受動喫煙をさせないための対策について考えていることがあればお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、健康長寿を目指す今後の取り組みについて市長の公約にも3点ほど掲げていますが、私は不十分だと感じています。健康長寿を目指す、本気で目指す今後の取り組みについても併せてお聞かせください。以上、市長、答

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員の御質問、3点についてお答えをいたします。

まず、1点目の国民健康保険の子どもの均等割減免についてであります。

国民健康保険税は被保険者の所得から算定される所得割額、固定資産税から算定される資産割額、1世帯当たりで算定される平均割額及び子どもを含めた被保険者数から算定される均等割額を負担していただくことになっております。

所得の低い世帯については、被保険者数に応じて軽減する制度がありますが、子どもに係る均等割の減免については、少子化対策として、以前から議員御指摘のように全国知事会や全国市長会が国に対して要望や提言をしてきた事項であります。

平川市としても減免・軽減を実施していくべきではないかということがあります。子どもに係る均等割保険税の負担については、平川市のみならず、国民健康保険制度自体の課題であるというふうに考えております。従いまして、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。

2点目のたばこの受動喫煙をさせないための対策についてであります。

健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指すためには、喫煙対策は重要なものであると考えております。特に受動喫煙の害が問題となることから、まずは市が管理する施設の禁煙・分煙に取り組んでまいりました。現在、市で管理する施設においては、一部を除き完全禁煙及び完全分煙となり、市主催の会議は完全禁煙としております。また、公用車の禁煙にも取り組んでおります。

今後もこの動きを拡大するために、乳幼児健診、健康講座、研修会などの機会を通じて、受動喫煙の危険性の啓蒙に努めることとし、市で管理する施設や公用車の全面禁煙等の取り組みを引き続き進めていきたいと考えております。また、各町会に対しても町会施設の禁煙をお願いしてまいりたいと考えております。

次の3点目、今後の取り組みについてであります。

当市は、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指しております。これは、元気で健康に生き生きと長生きしていただく、その結果、医療費が削減され介護保険の利用も減る、そういう市にしていきたいということでもあります。

市の健康課題に、高血圧と糖尿病の問題があります。介護サービスの利用の原因として脳血管疾患が大きな割合を占めており、その基礎疾患に高血圧と糖尿病があります。

そこで市では、この高血圧と塩分の関係に着目し、減塩対策として平成30年度から健康づくり関連団体や健康教室への参加者らに、塩分測定器と減塩普及リーフレットを配布いたします。加えて、小さいころからの食生活の見直しを図るため、3歳児健診時に管理栄養士による減塩指導を行い、養育者にも配布し、市民に減塩を啓蒙していく計画です。

また、糖尿病については、平成29年度から糖尿病性腎症重症化予防事業により糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。

運動に関しては、保健体育課のスポーツデー、市の体育協会が実施するノルディックウォーキングや女性のための健康エクササイズ教室など、また食に関しては、農林課のひらかわ元気ファミリーレシピコンテストや市民農園など、健康ポイント事業を通じて連携しており、今後も健康づくりや介護予防に取り組んでいきたいと考えております。

また、保健師が積極的に地区活動を行うことによる健康づくりの推進、食生活改善推進員、保健協力員などとの連携体制をより強固なものとし、今後も健康づくりに取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

先ほど答弁の中で、国保の均等割のところでもありますけれど、1世帯当たりで算定される平等割のところを平均割と申し上げましたので訂正をさせていただきます。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

それでは、一問一答で再質問をしていきたいと思えます。

この長尾市長の2期目の公約、これは大変注目をしているところです。子育てしやすいナンバーワンのまちについて、私は最適地やナンバーワンをうたうなら、やはりこうした国保の問題となっている均等割の部分もぜひ考えてほしいと思って今回、質問に取り上げさせていただきました。ただ、答弁はこれからの国の動向を注視するということですので、これまでいろいろ、ここでやるべきだ、そうでないとかいろいろ言っても始まらない問題ですが、いまこの30年の4月から全国でもいろいろ、この均等割に対してやはり軽減・減免をする自治体が増えています。それはやっぱり知事会やら、そして市長会、東京都議会などのそういう要請行動もあると思えますが、ぜひとも平川市でも先がけて、この点は子育て支援として位置付けていただきたいとこのように思っています。

それでは、②の健康長寿青森県ナンバーワンのまちについてお尋ねをします。私はここでイとロ、2つ質問させていただきましたが、いろいろこれから医療費を使わない、抑制する、介護保険を使わない、そういうためにも健康長寿のまちを目指す旨の答弁がありました。それはそのとおりなんです、ここはいま言ったように塩分計を予算書にも新規として173万8,000円計上されているわけですが、これも市民の側から見れば一部の方に手始めに行われるということで、それそのものはまず高血圧が多い、糖尿病が多いということは評価します。しかし、これだけではできないという市長の何か独自性の公約、私は望んでいます。健康長寿ナンバーワンのまち、新聞などにも掲載されていますが、地域が支え合う包括ケアシステムの構築、それから減塩普及事業の実施、生活習慣病に対する保健指導の充実、いま答弁があったようなことです。しかし、これらは市民の実態に合わせて不足するところを、やっぱり職員がどういうふうやっていけばいいだろうかということでその計

画してやっていくわけですよ。だけど、気軽にできて市民が全部、全員参加できる者、何かそういうものを市長として打ち出さないとやはり市民には広がっていかない。私よく例に出すんですが、朝ごはんを食べようというので朝ごはん条例、こういう条例を持っているところがありますね。

それから、一つはこの、もう一つ私が一番手をつけなければいけないということは、イにかかわってくる問題ですがたばこの受動喫煙をさせないための対策、これは徹底していかないと。平川市はやっているようないま答弁でしたが、まったくこれは及ばないものだと思っています。2020年のオリンピック・パラリンピックを目指して国でもこの受動喫煙を、健康増進法25条改正してたばこの受動喫煙をさせない取り組みを強化しようとしています。いろいろ専門家からも手ぬるいといろいろ出ておりますが、やはり健康ナンバーワンの青森県ナンバーワンを目指すならやっぱり受動喫煙をしっかりしなきゃいけないんじゃないか。施設のまず完全禁煙、完全分煙を実施していると市長は言いましたが、私も平成20年に第3回の定例会と第4回の定例会で当時の市長、外川三千雄氏に質問しております。そこではまったく健康増進法を無視した答弁で、私もふがないのですがやはり答える側も大変残念な答弁いただいています。いま再度これを取り上げるに当たって、これではちょっとだめだと。分煙・禁煙、これは最良の受動喫煙防止になるのか、どう思っていますか。答弁してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のように、受動喫煙対応というのは非常に大事な問題であるというふうに思いまして、市としても建物内の完全禁煙というのはこれまでもしてきましたし、これからもやっていかなければならないというふうに思っております。また、合わせて受動喫煙に関しましても、できるだけその影響が及ばないような対応というのはこれはしていかなければならないんですけども、ただいわゆる公共施設の中における部分に関しましては現在そういうふうな指導はできましてでも、一般家庭やそういう中まではなかなかできかねるところがあります。できるだけ一般の市民の皆さんにも、いわゆる家庭内で受動喫煙がおけないようなそういう対応をしていただくような指導的なお願いはできると思っておりますが、それを禁止とかそういうところまではなかなかできかねますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

たばこをのむことを禁止するというそういうふうには聞こえてなりません。たばこをのむ方は自分の害をわかってのんでいるんだそうです。私が平成20年に質問したときもたばこをのませないのか、吸わせないのか、のむなというのか、こういう非難の声がたくさんありました。それは、そこで論破できなかった自分も大変勉強不足だったのですが、この受動喫煙というのはのまない人に害を与えない、そのためにどうするかということです。のむ人はそれはいくらのんでもいいんです。害を周りに与えなければ。

さっきの禁煙・分煙ですが、平川市をとってみればいろいろ外に出て

やっています。でも、そこを通るたびに煙を浴びるわけです。それから、おりで囲ったところで禁煙・喫煙をしても出てくるとき、それから体に染みついたそういう髪の毛、衣服まで染みついたそういうのを浴びるんです。それもやっぱり副流煙としてこの受動喫煙になるんだそうです。やっぱりちゃんと受動喫煙を勉強して、私もこの質問を取り上げるに当たって大変勉強しましたが、もう一度やっぱりやらないとこれは大きな問題になっていきます。政府も3月9日受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案を閣議決定したとテレビ・新聞に流れています。多くの人が利用する公共の場での禁煙を初めて罰則付きで義務付けるものになっているんです。そして、その受動喫煙の被害の責任はその場所を管理する事業主にあると、こうなっているんですよ。市長。市長にもかかわっていくことじゃありませんか。たばこ一本の煙には約40種類の発がん物質があるとも言われております。そういうことからして、完全分煙・完全禁煙というのがいまの平川市にとってもありえない。もちろん喫煙はこういうリスクを背負っています。ですから、のむ人は害があってもいいけど、のまない人に受動喫煙をさせない、それがとても大事なんです。そういう意味では町会もやると言いました。いろいろこっそり女性に聞いてみますと、「町会の会議に行っても、会議の中でのむからつらい。」と「つらいけど言えない。」と。そんなことです。もちろんここにいろいろ書かれています。宴会場もそうです。あるNPO法人の設立祝賀会では灰皿が出されて、みんなもんもんと吸いました。これって本当に国際都市・観光都市、いろいろ日本をこれから外国の人を招いておもてなしをする。そういうことではちょっとひどすぎないでしょうか。

私はこの完全禁煙・分煙というこの答弁には本当に残念に思っています。ですから、もう一度やっぱり、この閣議決定された受動喫煙もそうですが、もう一回見直して、ぜひステッカーなどを配って大々的に市民運動としてやっていく必要があると思っています。伊徳（スーパーマーケット）などはちゃんと健康増進法で店内禁煙ですよとちゃんと掲げています。いろんなところでスーパーなどやっているところ多いですよ。だけど一向に市役所の中、それはルールとしては下でのむ、分庁舎ものむところがある。けども、その煙を風でいろんな人に当たったらあそこ歩いたり分庁舎なんかはすごいにおいがしますよ。それから、そういう場になれば、宴会場でのむと髪の毛から洋服全部、下着までたばこのにおいでいっぱいになってしまう。もちろんのども被害を受けます。咳も出ます。葬儀場などもこういう具体的にいま書かれております。これにするとほとんどだと思えますよ、会議の席だけじゃなくて。

もう一度、やっぱりこの答弁には納得できません。やっぱり受動喫煙の被害やそういうことをしっかりと勉強して市民運動として、これ以上言っても、これから善処しますという答弁は今日は得られないと思いますので、ぜひ受動喫煙のリスクを与えないように、これこそが私は市民運動だと思っています。そういうことから、あと答弁を求めることはしないので、次の機会にま

たこれをどういう対策をとっていくか、これからは国の改正に基づいているとやらなければいけないことがたくさん出てくると思いますのでそれを期待して、一番目の質問を終わらせ……まだ、終わりません。失礼、取り消します。それとこの健康長寿、そういうことは深い関わりのある問題です。禁煙とは切っても切れない問題ですから、ぜひそれを市の大きな目標として町会施設、市民運動として各家庭にまでいってほしいと思います。観光施設でも、有名な世界遺産だと言われているところでもたばこ吸わせています。外国の観光客が来たらどう思うのでしょうか。私は本当、青森県恥ずかしいと思いました。これでは、短命県脱出、これは無理なことだと思っています。そういうことで、ぜひこれからの対策をお願いをして、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、臨時職員の労働条件改善について、有給休暇取得、賃金、勤務時間などについてお尋ねをいたします。

平川市によりますと、平成29年4月1日時点で臨時職員は69名、そのうち常勤的非常勤職員が3名いると伺っております。

このように平川市には数多くの臨時職員がいて、市の行政運営に大きく貢献をしておりますが、臨時職員と言っても事務職から雇用時の職種がわからない職員までいるようです。そして労働、雇用条件が劣悪であります。有給休暇が与えられている者、申請をしても取得できない者、ボーナスがある者、これ臨時加給賃金と言っておりますが、ボーナスを削られようとしている者、退職金のある者、ない者等々さまざまです。2017年12月末、平川市の人事行政について合併時の平成18年1月1日から平成29年までの12年間をまとめていただいたときにも、臨時職員の実態は複雑でなかなか飲み込むことに手間がかかりました。人事係によりますと、労働基準法に準ずる有給休暇はある、ボーナスもありますということでしたが、この臨時職員には就業規則がなく、平成18年1月1日合併時作成の平川市臨時的任用職員管理要綱を用いているという話でした。

そこで学校給食センターで働く臨時職員についてお尋ねをいたします。学校職員の中にも臨時職員の中にもボーナス、有給休暇、退職金のある職員もいると聞いております。それは除いて、日額雇用職員、日々雇用職員といえますか、この方たちについてお尋ねをしたいと思います。この方たちのいろいろ労働条件を聞いてみますと、労働基準法で定められている有給休暇が付与されていないことや、10月1日から3月30日までの雇用で3月31日の1日分を雇用しない体系をとっています。いわゆる空白の1日と呼ばれるこの3月31日に社会保険から雇用、国民健康保険への切り替えを行っているとのこと。また賃金も1日6,100円と低く、青森県の最低賃金を上回ってはいるものの非常に低額であることや、300円の賃金引き上げがあるのは5年の経験を経てからでないといき上げの実施にはならないと聞いています。春休み・夏休み・冬休み、この間の任用がないため辞めていく人が多いとも聞いています。

これら賃金や勤務時間、雇用期間といった条件等についてよくわかっていない方もいるようです。事前に説明を実施しているのでしょうか。お知らせください。このような現状について、市はどのような見解をお持ちなのかお尋ねをします。

また、平賀学校給食センターの大規模改修に伴って、平成30年度は給食センターの休止期間が発生するわけですが、臨時職員に対しては補償が必要と思っています。

市は学校給食センターの臨時職員に対してこの休止期間、何かしらの補償を考えているのかどうか、併せてお尋ねをします。働く意欲がわくような改善策をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

臨時職員の労働条件改善についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

学校給食センターで働く臨時職員については、これまでは、学校が夏休みや冬休みといった長期休業となる間は任用期間に含めておらず、その間は雇用しないこととなっております。これにより、6か月以上の継続雇用とならないことから、有給休暇についても付与しておりませんでした。

労働条件については、臨時職員を募集する際に明記しているほか、労働条件通知書により本人に通知をしております。ただ、この長期休業があることや有給休暇がないということにより、労働条件に魅力がなくなり、辞められる臨時職員もいるのかなというふうに思います。

そこで、今月から、その長期休業中も任用期間に含めることとして有給休暇を付与し、また、雇用が継続されることから、長期休業中に社会保険から国民健康保険へ切り替えるといったことも必要なくなるよう改善しております。賃金につきましても、青森県の最低賃金額を下回らないことはもちろんのこと、近隣市町村の状況等も考慮し、見直しを含めて決定していく予定になっております。これらのことにより、以前よりも雇用条件の改善につながっていくものと考えております。

なお、来年度の平賀学校給食センターの大規模改修に伴って発生する休止期間については、臨時職員へは休業手当として賃金の補てんをする予定となっております。以上であります。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

今月から改善をするということで、さまざま聞きました。しかし、この有給休暇の申請をした方が昨年度あったわけですが、これ与えられなかったわけですね。専門家に言わせると、有給休暇はその時点でも発生するところという見解です。しかし、有給休暇の代わりにボーナスをあげているんだと、こういうことでいろいろ説明をしているわけなんです。ボーナスと有給休暇は別ものでは、別物です。有給はこれは6か月の雇用。しかし、いろいろな基準がありまして216日、週30時間、週4日いろいろこうあるんですね。計算すると有給が発生する。これ、改善をしなくても発生するのに、申請をしても有給を付与されなかった。これが大問題です。有給は今月からの改正です

が、この申請した分に対してはやはりお金を払わなければいけないのではないかと。こういう専門家の意見を私は聞いております。ぜひ、そうしていただきたいと思います。

そして、有給の代わりにボーナスをやるということで先ほどいま、市長が述べましたように今月から改善していると。最賃を守り、周りの状態も見、見直しを含めてやっていくんだという。休業手当は、長期の休業には給食センターが改修工事に入る。そのことには補償するという内容でしたが、最低賃金を守ること、これは必須です。しかし、周りを見てということになれば、平川市よりも低いところもあります。働く意欲を考えた場合、いまの条件から下げるのはこれは決してしてはならない。なかなかこういうところには、労働者も集まってきませんよね。長続きしないというのは男性は、女性でもそうですよ。自分の大学生や高校生の子どものアルバイト代よりもこんな1か月働いても低い場合も出てくるわけですから。ですから、これはやっぱりこういう夏休み・冬休み・春休みある中でやっていっているわけですから、これはちゃんと条件を整えてあげなきゃいけないと思います。そこで、有給は今月から与えると、過去のものも取れることになっていきますからこれは有給は義務化されました。平成28年4月から。もう、うちは有給の代わりにボーナスをあげているんだと、これはどういうふうにとればいいですか。人事を担当している総務部長、お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

齋藤議員にお答えいたします。議員御指摘のとおり、これまでは夏休み・冬休み期間は雇用の期間に含めていなかったわけでございます。ただ、それだと単なるアルバイトにしか過ぎませんので、我々としてはやはり臨時の調理員を確保したいという思いから、その期間は区切りますけどもその分手当するものということで、加給金を計上してあったわけです。そういった理由で臨時加給金を付けて人の確保に努めていたということでございますけれども。考え方で齋藤議員御指摘のとおり、幾ら切っているとはいうものの働いている御本人は、長年ずっと勤めているというそういう認識が多分ぬぐいきれないのだろうというふうなことだと思いますので、本人が請求する分については今後、有給休暇を与える方針に切り替えたということでございますのでよろしくお願いたします。

○議長

齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

有給の代わりにボーナスをやっているということはどうとらえたらいいんですか。そのことに対してお答えをということでお願いをしました。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

我々の認識が甘かったのかもしれませんが、私どもは人を確保するためにそういった優遇措置を考えて制度化してあったわけですし、これまでは期間を定めて雇用して、雇用通知とか雇用契約を結んでおりましたので、3か月とかでいうふうなことであれば6か月を超えないわけですので有給はないと、そういった条件のもとで募集して、応募されて本人も了承のう

えでというようなことで考えておりましたが、その考えがちょっと違っていたということでございますので、その認識は齋藤議員御指摘のとおりだと思います。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

これを今月から改善することになったのは、労働基準監督署からちゃんと指導を受けているからこういうふうに至ったと思っています。そういうことから、やはりこの市役所の行政運営、ここはきちんとやっぱり点検してやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

教育委員会で教育長の名前で任用書、任用通知書を出しますよね。そこにはきちんと6月の一般的に言うボーナスは10日間、12月は20日間とこういうふうに書かれているわけです。1か月分、年間出ていることになるんです。すると、いま、有給を与える代わりにボーナスを切るということ。これはまた、あるものを当初のお話ですと人事の方でもボーナスは義務化ではないわけですから。正職員でもないところもある。しかし、あるものをなくするという、これはその条件の変更に当たりますから、これはこれでまた問題が発生すると思っています。こういう最低賃金にぎりぎりのこうした働いている方たち、しかし、ここには経験を積んで、経験を積んだ人が多くいると作業も効率よくはかどるだろうと思うし、これがいつもこういうふうにな人が替わっていったら広報に募集が何回もかけられたら、これまた大きな問題です。やっぱり経験を積んでしっかりとその学校給食をつくっていただく、そういう技能を積むためにもちゃんとつくったらいかがでしょう、決まりというものを。5年も昇給しない。300円上がるのに5年かかる。これじゃ何にも励みにならないじゃないですか。もう少し、1、2年たったら50円でも、次また50円でもというふうにやっているとこれまたひとつ働く者にとっては励みになると思います。私は金額50円がいいとは言っておりません。例ですから、参考にしゃべったまでですが。

そういうことで、この専門家に私も指摘をされてグサツときたことは、平川市は危機管理能力に欠けているとこう言われました。それは一連のこれまでの公職選挙法違反事件や昨年の職員の雪下ろしでの死亡事件、そうしたことをマスコミを通じていろいろ目にしている方だと思います。そういう予想して予期したこととかを政策にする能力がないということです、平川市には。私はそれを言われて非常に、私が言われているように恥ずかしくなりました。やっぱり行政をつかさどる者は漫然と仕事をしてはいけません。これが今回の教訓です。ですから、このボーナスも10日発生するわけです、今月からの改正ですね。するといつから、その長期の休みにとってください。これは正しいんでしょうか。説明してください。有給は自分から取得をするもので、あなたここで取りなさいと与えるものではないと私は認識しているわけです。これは正しいやり方なのかどうか、お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長

お答えいたします。あくまでも議員御指摘のとおり本人の申請に基づいて

- (齋藤久世志) 行うものですが、そこは労使の協定というか、労使等の協定の交渉の中においてそういうふうなことを決めていくものだと思っております。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) 労使の協定と言いますが、労働組合には加入していないわけですよね。でも、職場の代表がということですが、こうした説明をしたときに皆さん手を叩いて喜びましたか。やっぱりすぐ仕事も見つからないだろうし、慣れ親しんだ仕事をしたいと思うならやはり頑張ってみたいと思うのが普通じゃないでしょうか。そうした場合に、「ここにはんこ押してください。これでいいですね。」と迫られてもそれは嫌とは言えない。しかしみんなのことを考えるとはんこを押すのもためらう。しかし、押さないとまた職を続けられない。こんなことで苦しむんじゃないでしょうか。私は、事務職はみんなあるわけですよ。事務職は有給もあるし、取れるし、ボーナスもあるんです、同じ臨時職員でも。こんなに劣悪になっていると思いませんでした。一番、合併の時間問題にしたのは常勤的非常勤職員です。この方は有給もあるし、ボーナスもあるし、退職金もある人もいます。いま、何か退職金がない常勤的非常勤職員なのかな。正式名称はわかりませんがいろいろ複雑になっているんです。これではやっぱり、職場に同じ仕事をして分断を持ち込むことはこれはだめなことだと思っています。まだまだちょっと解明されない部分がありますが、やはりこの有給を長期の休みの時に取ってくださいということは、これ、ちゃんといいんですか。労基法というかそういうもので違反にはならないのか、そこお知らせください。
- 議長 総務部長。
- 総務部長 (齋藤久世志) うちほうの人事の担当から聞いた話によると、それは違法ではないということでございます。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) それはなぜ違法でない。与えられた側にすると、「あなたここを有給消化してください。」って、これはやはり、申請する義務のある有給休暇からは外れているんですが、ちゃんとそれこそ説明してください。一方的にそう言われても、納得できないじゃないですか。
- 議長 総務部長。
- 総務部長 (齋藤久世志) 大変申しわけございません。議員言われるそのことについては、私、いま資料がなくてお答えすることができませんのでよろしくお願いたします。後ほど回答させていただきます。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) 私の回答もそれは必要ですが、働いている人たちにやっぱりちゃんと納得する説明をしなくてはならないと思います。これは使用者側の言う、いや私これはと言うんですが、一つ考えられるのは時季変更権の行使、これも私はちょっと判断できません。しかしこの時季変更権の行使、これ経営側が行うものですが、これに本当に値するのかどうか。ただ何となくこれらしいなどこうやってあてがったのだったら、また大きな問題ですよ。そういうことで

は専門のちゃんと社会保険労務士なんかには相談しているんですか。お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

私どももこの件に関しては、社労士の方に相談して一応対応させていただいておりました。

○議長

齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

やっぱりね、これは行政をつかさどる上に立つ者はきちんと、係とかに任せておかないでちゃんと納得した形で、そうしてその説明をしたら相手も納得する形でないということになると思います。そういうことから、今後このことに対していろいろと見直していくところとかちゃんと決まりとして持つところ、そういうことがあると思うんですが。来ましたか。きちんと答えられように漫然と仕事しないでほしい。予測できることをきちんと予測をして調べて勉強して、そうしてやらないといろんなことが起きてくる。それを、外部から言われているんですよ。情けないったらありゃしない。この質問に向けて私もいろいろな頭を使って勉強することになりましたが、そこにきちんと答えていけない。そういうものではこれからも不安を覚えるものです。それでは答弁が来たようですからお答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

年次有給休暇の計画的付与制度というものがございまして、付与日数のうち5日を除いた残りの日数が計画的な付与の対象とされるものであります。その年次有給休暇の日数のうち、5日は個人が自由に取得できる日数として必ず残しておかなければなりません。このため労使協定、今度組合でないの個々の個人との協定というか契約になりますけれども、その計画的付与の対象となるのは年次有給休暇の日数のうち5日を超えた部分となるということでございますので、20日ある方については15日分を夏休み等もしくは冬休み等に充てることというふうな話し合いをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

きちんとやっぱりこの、ここに向かう場合にはちゃんと説明ができるようにやっぱりその席に座ることが大事だし、ただ一遍どおりの説明をして働く人たちに不安を与えたり、それから納得できないようなやり方だといつまでもこういうこと続きますよ。そこは平川市の他から見ての弱点、言いかえれば私にもそれを言われているようです。言われていると私は思っています。この議会人でありながら、こんなことが合併以来、始めのころはこの身分の違いについていろいろ取り上げてきましたが、ここまでも劣悪になっていると思いませんでした。それは旧平賀町であった常勤的非常勤職員。この言葉が合併の時にいろいろと重く当たって、そのことでいろいろ聞いてきた経緯はあります。これは、この身分になれるのにはいろいろ話も伝わってきています。この常勤的非常勤は、皮肉ながらも臨時職員の身分保障になっていたということ。ですから、本来ならばここに合わせるべきだと。退職のとき、

退職金がないものとあるものと。しかし、これに合併してからも数名なっています。でも、それは限られたものです。不確実なことは言いませんが、限られたものだけが数名なっていた。これは教育民生常任委員会でも指摘されています。そのときは、言わないでおきましょう。はっきり言った職員がおりました。ああ、なるほどなど。それじゃあ限られた人しかならない。これになれないなど、こう思っていたわけですが、その常勤的非常勤職員が徐々に退職をしていって、現在3人ということです。すると、今度はこういう劣悪な雇用の臨時職員が増えていくと、この職場には増えていくということになります。そういう特殊な職場にいるわけですから、何かしら手当をして、長く働いて平川市の行政運営に携わっていくように改善をしていただきたい。ましてや、給食センターは統合します。尾上学校給食センターが廃止になって平賀給食センターに統合になります。人員増などどう考えているのかわかりませんが、2つを足してそれでいいということではないと思っています。もちろん人手不足も発生するし、経験の豊富な人がいないと困る職場になってしまうと思っています。絶えず替わっていったら、仕事になりませんよ。学校給食センターの業務に差しさわりが出てくると思います。そういうことから、いろいろな職場にとってどうなっているのか、実情をちゃんと見極めて、働くものの立場に立った改革を求めてやみません。議長、以上、私の質問は終わります。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。
14時15分まで休憩いたします。

午後 2 時02分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第10席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。
石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
石田昭弘議員、質問席へ移動願います。
(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、10席、9番、新風の会の石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問いたします。

さて、市長は2月の平川市表彰の祝辞で次のように述べました。「市役所新本庁舎や防災機能を備えた新体育館の建設と、今後も大型の建設事業を計画しております。このように、本市の将来の姿を左右する歴史的な局面を迎えているいま、市民の皆様と行政が一体となりしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。」

この言葉どおり、長尾市長2期目は第2次平川市長期総合プランの前期5年とも重なり、歴史的な局面を迎えていることから、事業の成功と「平川ら

しさ」をつくり出していくためには、祝辞にあったように、市民の皆様と行政が一体となり取り組んで行かなければならないと思います。

しかし、先の選挙で一抹の不安を感じましたので、1期目から掲げている市長の3つの基本姿勢、「対話と実行」、「透明性と発信力」、「公正・公平」の『透明性と発信力』、市政の透明性を確保し、情報を市民に発信します。」の観点から、1. 新本庁舎と新本庁舎建設後の支所について、2. 体育施設について、3. 移住・定住について、順次質問をしてみたいです。

まず、項目1の①、新本庁舎建設事業の市民への告知について伺います。

昨年12月中旬に、市民の方から電話をいただきました。内容は新本庁舎について、「建設することを知らなかった。市外の人から話を聞いて初めて知った。」というものでした。確かに、市民の多くが手に取り目にするであろう広報ひらかわの2016年、2017年を見る限り、関連する記事は昨年7月号に「新本庁舎の建設事業者選定プロポーザル公開プレゼンテーション・ヒアリングを開催します。」と、1回だけでした。市のホームページには新本庁舎建設事業がアップロードされていますが、市民全員に情報が行き届くとはとても思えません。選挙をきっかけに市民が知ることになったものの、説明は果たして十分であるとは私は思えませんので、概要や経過について広報ひらかわ等で適宜情報を発信するべきではないかと考えます。市長の見解を伺います。

次に、②の新本庁舎建設後の支所機能について質問します。

市民有識者による平川市支所のあり方検討委員会が、平成26年10月から平成27年2月までの計3回開催、支所のあり方に関する検討報告書が提出されました。市のホームページで方向性を知ることはできるものの、新本庁舎建設事業同様に、市民の多数が知るところにはなっていないと思われます。先般の選挙期間において、うわさや憶測で、「新本庁舎ができると尾上の支所機能がなくなり、平賀に行かなければならないので不便で大変だ。」との声を複数聞きました。市民の皆様の不安な思いを解消するためにも、尾上と碓ヶ関及び葛川の支所機能についてお知らせする必要があると思いますが、見解を伺います。

続いて、③尾上分庁舎の利活用について、これまでに多様な意見が出されてきたと思います。例えば、平成26年2月6日の第3回平川市支所のあり方検討委員会、主な意見では、「市内の団体に限らず、南黒の団体に使用料をあまり高くしないで、貸し部屋にしたらどうか。とにかく人がいっぱい集まって、にぎやかになるようにしてほしい。」、議員からは、「市が所有している数多くの美術品や工芸品等の展示ギャラリーとしたり、市民のサークル活動や、地域コミュニティの場など、市民に喜ばれる今後の活用を考えていただきたい。」という提案がありました。昨年は尾上地区町会長の皆様の意見を聞いたということですが、そろそろ新本庁舎建設後の尾上分庁舎の利活用について、青写真やロードマップを示すべきであると思いますが、見解を伺います。以上3点について答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

石田昭弘議員、御質問、新本庁舎にかかわる質問3点ございましたので御答弁申し上げます。

まず、新本庁舎建設事業の市民への告知についてであります。新本庁舎建設事業については、市ホームページ掲載や新聞各社への情報提供のみならず、広報ひらかわへも掲載すべきであるとの御提案でございますが、市ホームページには、建設基本方針、支所のあり方検討報告、建設場所及び建設規模、建設基本計画、旧平川診療所解体経過等を掲載しております。その他、市民が毎日目を通している新聞社へも同様に情報提供を行い、市民の皆様へ随時お知らせしてきたものでございます。

広報ひらかわに新本庁舎建設事業を掲載する場合は、紙媒体であるため図面や写真を掲載するスペースを確保できないことがございます。このことから、大きな写真や動画もふんだんに掲載することができる市ホームページを優先的にこれまで活用してきたことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

しかし今後、基本設計の概要や、工事の開始、工事中における庁舎へのアクセス方法、窓口変更など市民サービスに関することについては今後、適宜広報へ掲載し周知に努めてまいります。また、市ホームページにおいては、旧平川診療所解体工事の記事と同様に、庁舎建設工事の写真や動画を随時掲載し、充実した情報発信をしてまいります。

次に、新本庁舎建設後の支所機能についてであります。これまでの一般質問でも答弁してきたとおり、尾上、碓ヶ関、葛川支所ともに、市民生活課の機能は現状どおり配置する予定としております。

碓ヶ関総合支所につきましては、公民館へ現在の機能をそのまま移転することを予定しておりますので、今後の事業の進捗に合わせて、事業内容を周知しながら進めることとしております。

次に、3点目の尾上分庁舎の利活用についてであります。昨年9月議会において同様の質問がありお答えをしたところではありますが、平成33年度、新庁舎への移転を計画しておりますので、平成32年度までには方針を決定することとし、引き続き検討を進めてまいります。

すべての要望にこたえることは現実的に難しいものでありますし、活用方法によっては新たな設備投資や間取りの変更などの大規模改修工事も必要となることが予想されますので、慎重に検討したいと考えております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

それでは、再質問いたします。

①に関してなんですけれども、いまの答弁では、主にホームページでしてこられたと。また、毎日市民が見る新聞にもとおっしゃってございましたけれども、ここが問題なんです。質問の趣旨は、このインターネット環境整っていない方もいますし、新聞取っていない方もいらっしゃるんですよ。です

から、要はより多くの方々が公平に見られるそういうふうな意味では広報ひらかわですので、これやっぱり最大限利用していかないと多くの方々の目には触れない、これは市の情報発信としては役割を果たしていないとまで言い切ることができると思います。ですから、もう一回繰り返して言いますけれども、可能な限りこの大型事業ですので事業の内容、進捗度合、すべてに関しまして透明性を担保するうえでも情報をしっかりと提供していただきたいとこのように考えております。ですから今後、先ほどのお話ではこれから市民サービスに関するものに関しましては、随時適宜情報発信していくとおっしゃっていましたので、そこはぜひとも押さえていただきたいとともに、できますれば広報ひらかわで大型事業の特集、シリーズ、これをしっかりと行っていただいて、市民の方々にいま市はどの方向でどのような事業を行っているのか、これをしっかりとお伝えいただきたいと思います。まずこれは一つ提案としてさせていただきます。

そのうえで、②に関しまして質問いたしますけれども、先ほど支所機能に関しましては、これに関しても同じです。いろんな場でもってこの議会でもって市民生活課にかかわるものは残していくんだとお話しておりますけれども、実際これに関しまして、多くの方が目にするであろう広報ひらかわに関してはたしか、はっきりとした形でまだ載っていないと思いますので、事前に皆様方の不安感を取り除く意味でもしっかりとこれは広報活動としてお知らせする必要があると思いますので、これもまたしっかりと取り組んでいただきたいとこのように考えております。そのうえで、これからまた支所機能に関しましては、その状況において改修等いろいろなことがあってなかなか難しいとは思いますが、私自身が気になる点がありますのでこの点についてお聞きします。

まず、1点目としましては尾上分庁舎に関しまして、シンボルとも言えますガラスで覆われた玄関ホール頭頂部ありますよね。あそこ雨漏りしているとかねがね言っておりましたけれども、この補修についてはどのように考えていらっしゃるのか。また、2点目としまして、碓ヶ関分庁舎について碓ヶ関公民館に移転することになっていますが、現在でも狭い駐車場でございます。平成26年2月6日、第3回平川市支所のあり方検討委員会の主な意見に、三笠公園と書いてありますが、「みかさっこ公園・碓ヶ関地区農村公園の全部、または半分を駐車場にするなど考えていただきたい。」と、このような意見がありました。これについて、市はこの意見をどのように受け止めているのか、この点お聞かせ願いたいと思います。

○議長

○尾上総合支所長
(長谷川尚道)

尾上総合支所長。

私のほうからは尾上分庁舎の玄関ホール頭頂部の雨漏りについてお答えいたします。議員御指摘のとおり、尾上分庁舎の玄関ホール、通称「パインフォーラム」と呼ばれる場所の頭頂部にある展望所付近から雨漏りが発生しております。この雨漏りの補修については現在検討しているところでありますが、建設して20年を経過した分庁舎は、経年劣化により機械設備を中心とし

た改修が必要な時期に差しかかっております。

さらにまた、今後の分庁舎の利活用のあり方次第では、その他の部分を改修する可能性があるため、改修すべき部分が明確になるタイミングを待って、雨漏り部分の補修も含めた工事を一括で行うことが最も効率的であると考えております。以上です。

○議長

碓ヶ関総合支所長。

○碓ヶ関総合支所
長（工藤久富）

碓ヶ関支所が公民館に移転後のお話でございますけれども、公民館に移転後の職員の駐車場は建物北側に10台分を設ける予定ですが、イベント等で混雑するときには、中学校グランド脇の駐車スペースを利用し対応したいと考えております。

また、今後、公用車及び除雪機械等の車庫の移転も計画されていることから、駐車場の拡張も併せて検討してまいりたいと考えております。また、第3回平川市支所のあり方検討委員会における委員からの意見として「もし、向かいの公園全部を駐車場にするのであれば、子どもたちが遊ぶ場所がなくなることが心配である。違うところに駐車場をつくるか、または、いまの公園の半分を駐車場にするなど考えていただきたい。」との意見が出されております。子どもたちの遊び場として公園の役割は重要でありますので、今後、駐車場を検討する際には、十分配慮して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

はい、概ね答弁で理解できましたけれども、尾上の分庁舎に関しまして少し提案させていただきます。いろんな改修がどういうふうな使われ方するかによって変わってくると思いますけれども、また経年劣化のこともおっしゃってございましたけれども、あそこの頭頂部に関しましてはガラスですよね。ですから、これをまたどこから漏っているのか点検してそれを補修するとなるとなかなか難しいものがあると思います。特にこの雪の多い北国においては、なかなかこの天窓風の様式は合わないと思いますので、可能であればこの総合的なデザインが尾上猿賀の盛美館、これをまねていると思いますので、屋根の部分をつタンに張りかえるということもできるのではと思います。そのほうが経費も安く、また短時間で済むと思いますので、これは提案させていただきます。グリーンの緑の屋根であれば盛美館と親和性があって、とても一体となった景観になるんじゃないかと。個人的な意見ですので、これはあくまでも意見として述べさせていただきます。

また碓ヶ関の駐車場に関しましては、おっしゃったように確かに子どもの遊び場ということもありますし、また、もう一つの問題としては、中学校の方に駐車場があったとしても遠いのですので御年配の方々、あそこから車置いてくるとなるとなかなか大変ですので、どうかよき方向で検討して駐車場の確保、これをしっかりと、できますれば移転・開庁までには何とかお願いしたいと考えておりますのでお願いします。

1項目の最後の再質問になりますけれども、③の尾上分庁舎の利活用に関

しまして、先ほど33年度をめどにして方針をある程度固めるんだという話でした。前からおっしゃっているということでしたけれども、ただですね、それはそのとおりよくわかりますけれども、ある程度方針なるもの、また、どういうふうな方向でもっていくのか、これだけでもある程度示していただければありがたいと思います。先ほど質問したように、民間のほうに貸し出しするのか、ないしは公共施設として利活用していくのか、この辺だけでもしっかりと方向性を見据えたうえでもって、また今後まだまだ市民の方から意見を聞くのか、アンケート調査等もするのか、この辺まで含めて少し検討いただければありがたいと思います。そういうふうな意味で一点質問いたしますけれども、この先もこの利活用に関しましては、広く市民の方々の意見を反映させていく予定なのでしょうか。この点を確認いたします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

お答えいたします。まだ検討段階でありますので、市民からの意見を聞くことは今後も必要であると考えておりますし、その中で、地域の代表者であります行政委員の方々には今後も協力を要請することになるものと考えております。

また、市民の意見やニーズを確認する方法についても今後の検討になりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

この点に関しましては、逆に市民の方からたたき台、このようなものを出してほしいと、こういうふうな意見もあるんですよ。我々の意見いろいろあるけれども、じゃあどうなんだと、市のはどういう方向なんだと、こういうところをちょっと私のほうも受けておりましたので、まずはそういうふうな意味で今回の質問とさせていただいています。ですからある程度、腹案でもたたき台でも結構ですので、そろそろ考えを示していただきたいなどこのように考えております。特にこの新本庁舎、新本庁舎後の支所の利活用に関しましては市民の最大関心事でありますし、また、市民生活に直結しますので、どうか情報をしっかりと流していただきまして、この透明感のある透明性のあるこのような状況をぜひとも多くの方々にご覧いただいて理解していただいて、市と市民が一体となってこの大きな事業をなし遂げていっていただくように強く要望させていただきます。

それでは次に、項目2の体育施設について質問してまいります。

①新体育館建設事業の市民への告知について質問します。新本庁舎建設事業と同じく、市民の皆様への情報公開が欠いているように思われます。当初の計画を変更し、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年まで継続となった緊急防災・減債事業債を活用した、地域防災拠点施設の機能を備えた新体育館建設事業。オープン予定の平成32年4月1日までタイトなスケジュールなのはわかりますが、市民の皆様を知る権利、これにこたえるためにも、先ほど来言っておりますけれども広報ひらかわなどで告知し、経過についても随時報告すべきであると考えますが、見解を伺います。

②体育施設の利用者数（市内と市外）及び体育館稼働率について伺います。新本庁舎建設事業とともに、人口減による将来負担が選挙の争点となりました。そこで、ここ数年の体育施設全体の利用者数と3体育館の稼働率を伺います。

続いて③平賀体育館と尾上体育館について、平川市公共施設等総合管理計画の背景と目的に、「公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図る」とあります。このことから、新体育館建設後の平賀体育館及び尾上体育館はどうなるのか伺います。以上3点について答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

体育施設についての御質問、私のほうから2点について御答弁申し上げます。

新体育館建設事業の市民への告知についてであります。新本庁舎建設事業と同様に新体育館の建設事業についても、市のホームページへの掲載のみならず広報ひらかわに掲載すべきであるとの御提案だというふうに理解しております。広報への掲載については、先の御質問でお答えしたように掲載スペースに限りがあることを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、新体育館建設は市の大型事業であり、市民の多くの方々の関心があることから、事業周知の必要性は認識しております。現在、新体育館は修正設計中であります。業務完了後において、まずは議員の皆様方へ御説明申し上げた後、市民の皆様へ周知したいと考えております。

わかりやすい周知のためには外観図や内部配置図などを掲載する必要があり、そのため、内容が大きくなることから市ホームページへの掲載となることについては御理解いただきたいと思います。また、広報誌での周知については、掲載スペースとの兼ね合いを考慮しながら市民の皆様へ周知したいと考えております。

次に、平賀体育館と尾上体育館についてであります。両施設とも、建設後40年以上が経過し経年劣化が進んでおりますが、耐震工事を行うなどして耐震基準はクリアしております。また、平成26年度には、平賀体育館及び尾上体育館のアリーナ照明をLEDに交換し、施設の維持管理に努めております。新体育館完成後は、公共施設等総合管理計画に基づき、利用状況や施設状況を踏まえ、今後とも施設管理に努めてまいります。私からは以上です。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

私からは、体育施設の利用者数と体育館の稼働率についてお答えします。

市の全体育施設の年間利用者数は、平成26年度から28年度までの3か年の実績によると24万人から26万人になっており、うち市内利用者は約7割、およそ18万人、市外利用者が約3割、およそ7万人であります。

次に、体育館の稼働率についてであります。体育館の利用は団体利用と個人利用に分けており、休館日以外、年間308日、開館時間中は常に利用できるよう開放しております。個人利用として開放している時間帯で利用者がな

い場合もありますので、その分を除きますと、平成28年度の平賀体育館の利用状況は、午前9時から午後9時までの開館時間の92%で利用されております。B&G尾上体育館では93%の利用となっており、両体育館とも非常に多くの方々を利用しております。尾上体育館はこれまで個人利用はなく、部活動や団体が主に利用しており、44%の利用となっております。以上でございます。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

それでは、再質問させていただきます。まず、①の新体育館建設事業の市民への告知について質問いたします。これもまた、先ほどの新本庁舎と同じですけれども、ホームページには詳しく載っていますけれども、経過がですね。やはりこう公共の一つのたくさんの方々が見る広報誌に関してはそこまで、先ほどおっしゃっていますように掲載スペースの関係でそこは難しいんだという話でした。ですからこそ、先ほど少し提案しましたけれども、掲載スペースを考えるのであれば、別冊号とか特別号とかこういうふうなものを新たに出して関連する大型事業全部をそこにまとめて市民の方々に知っていただく。こういう手もあると思います。とにかくまず、物事は知らなければ先に進みませんので、知らないことが最大の不安感とかいろんな憶測、うわさとか流れる根本原因になりますので随時、時間はかかると思いますし、また、経費もかかると思いますけれども、適宜やはりタイムリーに情報を流していくことが大事なのではないかなと思います。ですから、この1点に関しても再度提案させていただきます。そのうえでもって、第1のこの新体育館建設事業の告知の内容に関して少しまた再質問させていただきます。事例をもとに再質問しますので少し時間かかりますけれどもよろしく願いいたします。

昨日なんですけれども、みなさん御存じのとおりあの未曾有の大震災となった東日本大震災発生から7年を迎えました。改めて、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、いまなお不自由な生活を強いられている被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この大震災の津波で壊滅的な被害を受けた三陸沿岸の中にあつて、明治三陸大津波の教訓を生かし、住民を救った村があります。皆様も御存じかと思いますがけれども、岩手県北部の普代村です。いまは亡き和村幸得元村長は、自身も昭和三陸津波を経験したことから、「二度あることは三度あつてはいかん。」と、村民を守るために、異例ともいえる高さ15.5メートルの防潮堤と水門の公共事業を進めました。水門完成から3年後の1987年4月30日、「村民のためと確信をもって始めた仕事は、反対があつても説得してやり遂げてください。最後には理解してもらえる。これが私の置き土産です。」と語り、村長を退任しました。和村氏が信念でつくり上げた1967年完成の防潮堤、1984年完成の水門は東日本大震災の津波に耐え、内側では死亡者ゼロ。住宅浸水もゼロでした。震災後、堤防に手を合わせたり、和村氏の眠る墓に参る人が絶えなかったと言われております。

話は平川市に戻りますが、津軽地域は平川市地域防災計画に記述されているように、1766年3月8日、津軽山地西縁断層帯の活動と見られる内陸直下型地震によって死者1,300人以上の被害が生じています。また、1848年1月13日の地震では、「猿賀から黒石通りに特に強く、家屋倒壊があった。」とこのような記録があります。故事ことわざに「天災は忘れた頃にやってくる。」とありますように油断は大敵であります。万が一の備えは急務ですし、災害は繰り返されるという前提で防災機能を高めていかなければなりませんので、緊急防災・減債事業債を活用して負担が少なく建てられるというだけではなくて、こうした過去の災害を教訓に、なぜ、何のために地域防災拠点施設の機能を備えるに至ったのかを市民の皆様の説明する責任があると思います。ですから、この点に関しまして市長からもう一度、なぜなのか、これに答えていただきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

石田議員から御指摘がありましたように、過去の教訓をもとにしながら今後の対応を考えていくことは非常に大事なことであるというふうに考えております。

この市民への説明についてでありますけれど、新体育館整備事業につきましては、御承知のように平成28年度に実施設計業務が終了しておりましたが、従前より、新体育館は指定避難所として位置付ける構想でありました。一方では、緊急防災・減債事業債の発行期限が延長されたことを踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓により、本市防災体制の強化を図るため、新体育館の周辺一体を本市の地域防災拠点として位置付けることとし、新体育館の防災機能の見直しを行うことになりました。このような経緯から、地域防災拠点機能を新たに盛り込むこととしたところでございます。

今後は、新体育館は平時の体育施設を主体とする一方で、大規模災害時の地域防災拠点を兼ね備えた施設であることを、市民の皆様にはわかりやすく説明をしまいたいと考えております。以上です。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

ぜひ、お願いします。行政及び為政者の責任は、前も述べましたけれども、市民の皆様生命と財産を守る。この一点が最大の責務としてありますので、この防災に関しての備え、万全に何とぞお願い申し上げます。

続きまして、②体育施設の利用者数（市内と市外）及び体育館稼働率について、先ほどお答えいただきました。これを見る限り、この数値を見る限り、平川市はとてもスポーツが盛んだなという感じがいたします。この24万～26万、多いかどうか私もよくわかりませんが、でもこの平川市の人口に換算しますと相当大きな数字ではないかなと思っておりますし、また市外の方々も3割ほど来られている。これは非常にありがたいなと思っております。また、稼働率に関しましても、尾上の体育館以外はほぼ、先ほど来聞きますと92%、93%、ほぼ100%に近いという形と言っても過言ではないかなと思っております。ですから、まずはこの利用に関しましては、現段階としては十分に機能しているとの

ように考えてよろしいのでしょうか。お答え願います。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

石田議員の、利用率が十分なのかということでお答えいたします。先ほど教育長答弁でもありました平賀体育館、そしてB&G体育館、92%、93%。尾上の体育館は、やはり個人使用じゃなくしてあくまでも団体利用と。尾上中学校のバレーボール、あるいはサッカー協会等団体利用ということで44%となっていますけれども、私としては100%近い数字ですので十分利用されているという認識しております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

（石田昭弘議員）

選挙の時には、将来の人口に合わせてスポーツ人口が減っていくと、このような危惧という形でもって大分話題となりましたけれども、それをまた見据えて平川市の第2次平川市長期総合プラン、「生涯にわたるスポーツライフの推進」で示されていますように、競技スポーツのみならず、世代を超えて気楽に楽しめるニュースポーツや健康づくりのための運動など、これをしつかり進めていくことによってこの急激なスポーツ人口の減少、これはある程度緩やかに、ないしは維持していけるのではないかなど、このように私は考えておりますので、ぜひともこの点は力を入れていただきたいと思います。

「スポーツは世界共通の人類の文化である。」の言葉から始まるスポーツ基本法の前文には、このように書いてあります。「スポーツは、人と人との交流及び、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」このように書いてあります。ですからますます、今後訪れるであろう少子高齢化社会にあって、スポーツが担う役割は大きいとこのように考えています。

そこで、③の質問に移ります。再質問に移ります。

平賀体育館と尾上体育館についてですけれども「生涯にわたるスポーツライフの推進」の基本方針に、運動施設の環境整備と利活用について次のように書かれています。「市民が生涯にわたってスポーツに取り組める環境づくりのため、運動施設の総合的な整備及び継続的な維持管理に努めるとともに、利用状況や各種大会情報等を提供するなど、効率的な利活用を推進します。」と。この「市民が生涯にわたってスポーツに取り組める環境」を考えた場合、先ほどもおっしゃってございましたけれども、平賀・尾上ともに耐震問題があったけれども、これは改修してクリアしたと。40年経ちますけれども、経年劣化していますけれども、そのようなお話がありました。ですから、それをこれからまた、使っていく方向かどうかはまだわからないかとは思いますが、いままの方向では使うような先ほどの答弁でありましたけれども、ここで一つ提案させていただきたいと思います。この雪国においては、室内の屋内のスポーツというふうなものも体育館を通してできますけれども、もう一つ大きな課題が屋外のスポーツに関してなんです。雪があるのでな

かなか練習や試合ができない。例えば、野球やソフト、グランドゴルフなど。このグランドゴルフに関しましても、某新聞を見ますと、ひらかドームのほうは土があるので、これで他の市町村の方々がここに来てグランドゴルフをしたと。年が明けて雪の深い中であって土の感覚がとてもよかったとこのように書いてありましたけれども、これをもとにして少し考えたんですけども、このスクラップアンドビルドというふうな考え方もありますけれども、この平賀体育館に関しましては、できますれば、私はあくまでも個人的な案ですけれども、床をはいで土を敷いて、平賀屋内第2運動場とすることもあ
る意味では考えられるのではないかと思います。いまでさえ、このひらかドームに関しましては、この冬場の期間、定休日がないぐらいはけてお
りまして、休みがない状況でもって常に満杯の状況でもって運営されていると聞いてお
ります。ですから、もう一つあったらさらにまた多くの方々の使うに当た
ったっての利便性の確保、また、練習・試合等もできる環境整備につなが
っていくのではないかなと思いますけれども、これに対しまして見解をお聞き
したいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

石田議員御指摘のように、私もスポーツが市民生活に及ぼす影響というのは非常にさまざまな面で大きいものがあると思います。健全な体に健全な精神が宿るという言葉もございますけれど、やはり、健康で長生きできるような地域をつくっていくためにも常に体を動かせるような環境づくりは大事だ
というふうに思っております。石田議員から御指摘の平賀体育館を、新しい体育館ができた後だ
と思うんですが、第2の屋内運動施設といえますか床をはいで土での活用を考
えてはどうかという御意見でございます。このことにつきましては、御提案のと
おりしたほうがいいのか、それともいまのフロアのままで冬期間さまざまな団
体に活用していただいたほうがいいのか、議論がいろいろあると思います。御
提言は御提言として今後の議論の一つの材料として受け止めさせていただき
たいと思います。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

はい、ぜひ一つの案として提案させていただいておりますので、また協議
しながら、ことを進めていただければと思います。

さて、平川市スポーツ推進計画、これがあります。この中には「夢に向か
う競技スポーツの推進」があります。現在、韓国のピョンチャンパラリンピ
ックが開催され、選手が活躍されています。また、先に行われたオリ
ンピックでは、過去最高のメダルを獲得しました。それにも増して感動したのが、
選手一人一人の姿とインタビューでのあいさつでした。感謝の言葉と笑顔、
国を超えたライバルとの友情と絆、けがや挫折を乗り越え最後までやり抜く
精神力、本当に胸が熱くなりました。中でもカーリングのLS北見、吉田知
那美選手の地元、常呂カーリングホールの凱旋報告会でのあいさつが印象
的でした。

「正直この町、何もないよね。」と会場を笑わせた後、「この町にいても絶

対、夢はかなわないと思っていた。だけど、いまはここにいなかったら、かなわなかったなと思っています。子どもたちのみんなも、たくさんいろんな夢があると思うけれど、場所とか関係なくって、大切な仲間がいたりとか、家族がいたりとか、どうしてもかなえたい夢があるとか、この町でもかなえられると思います。」と、このように言葉を述べ感謝を表現しておりました。

体育施設に関しまして、人口減による将来負担、公共施設の最適化などあると思いますけれども、平川市にも夢がある子どもたちがたくさんいると思います。その夢をかなえるためにも、スポーツ施設の環境整備をぜひ考えていただいて、ぜひともこの平川市からもメダルを獲得するぐらいの選手をどんどん輩出していただければと私は考えておりますので、ぜひお願いいたします。

それでは最後の3項目、移住・定住について質問します。

厚生労働省が2017年12月22日に発表した2017年（平成29年）人口動態統計の年間推計によると、出生数は推計で94万1,000人。統計調査を開始した1889年（明治32年）以来最低数となる見込みで、調査以来初めて100万人を割り込んだ2016年（平成28年）の97万6,978人（確定数）に次ぎ2年連続で100万人以下となりそうです。出生数とともに、地方における人口減少に拍車をかけているものに、地方から大都市への人の流れがあります。こうした状況を踏まえ、地方創生の政策パッケージで示されている「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、人口減少問題の克服と成長力の確保が明示され、同総合戦略では、東京一極集中を是正するために、地方における安定した雇用創出、若い世代の結婚・出産・子育て支援とともに、地方移住の推進が打ち出されています。

そこで、①定住促進・U I J ターン相談支援窓口について伺います。

組織形態を見れば、何に力点を置いているかがわかるとも言われています。長尾市長一期目に創設した子育て支援課に、人口減少対策の本気度をうかがい知ることができます。一方で、移住・定住に関する施策も、人口減少に歯どめをかける対策として重要であり、移住希望者の掘り起こしから平川市への定住にこぎつけるまでの切れ目のない支援が必要と考えます。具体例を挙げますと、移住に関する情報を収集し全国に発信する、首都圏や大都市などのイベントや相談会の実施、仕事や住まい、生活に関する情報の提供や支援など、移住希望者がワンストップで相談できる窓口の設置が必要であると考えます。このように、非常に多くの業務が想定される中において、その支援の内容や継続性、重要性をかんがみると、移住・定住にかかわる施策を展開するに当たっては、新たに専門の部署、仮称「定住促進・U I J ターン相談支援窓口」などを設ける必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

②移住・定住事業について、ガイドブックの作成とI J ターン向けお試し体験について提案させていただきます。

まずは、ガイドブックの作成について、①でも述べたように、移住・定住には、住宅、仕事、生活などさまざまな情報の提供が必要です。現在、市の

「平川市総合戦略」には移住・定住に関する事業として、住宅確保対策事業の①空家の利活用促進、②民間宅地開発支援事業、③移住者向け住宅支援補助金となっておりますが、関連する事業はほかにもたくさんあります。

例えば区分別に、住まいでは、住宅用太陽光発電システム導入支援事業、空家リフォーム支援事業。仕事では、新規就農支援事業、空き店舗対策事業。生活に関連する結婚・子育てでは、出産祝金、第2子以降施設利用料・保育料無料化事業などこのようにたくさんの事業があります。ですから、このような市のさまざまな政策は、移住を考える方にとっては非常に判断材料となりますので、これらを平川市の自然環境や地域条件なども含めて一つにまとめることができれば、非常に理解も進むと思いますし、またPR効果も高いと思います。ですから、これも仮称ですけれども「移住のためのガイドブック」なるものを作成してみたいかかかなと、このように考えております。そうして首都圏や仙台市などで行われるイベントにこれを持って行って提供すると。また、各窓口にも置いておくと。このような形をとってはいかがかかと思えます。市長の見解を伺います。

次に、先ほど提案のガイドブック、これに付け加えさせていただくとするならば、とにかく情報はよいところだけ、住みよさだけを強調しがちですが、日常生活において自家用車の所有と雪対策は不可欠でありますので、この平川市にとっては。ですからこの「住みにくさ」そのものも正しく伝えていく必要があると思います。その意味でも、I Jターン向けお試し体験、これを実施してみたいかどうかと考えております。ガイドブックによって概略を知ることができたとしても実際、この言葉とか文字、また映像で見てもなかなかわからないものだと思います。体験してみなければやはりそのよさもわからないし、またここはこのように注意しなければならないと実際肌身で感じていかなければならないと思えますので、このI Jターン希望者に向けてお試し施設として、平川市の特徴ある、特色のある3地区あります。碓ヶ関・平賀・尾上がありますのでここに、例えば空き家を活用して施設を設置し、地域の人と交流しながら平川暮らしを体験していただくことも必要なのではないかなと思えます。

以上、この2点の項目に関しまして市長から見解、答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

石田議員御質問の移住・定住についてお答えをいたします。

まず、定住促進、U I Jターン相談支援窓口についてであります。議員御質問のとおり、移住・定住に関する施策については人口減少が続く平川市においても重要な課題の一つであり、また、短期間で成果があらわれるものではなく、継続的かつ長期的に切れ目のない支援を粘り強く行う必要があると認識をしております。議員から御提案のありました定住促進、U I Jターンに関する相談窓口を備えた専門部署の設置についてであります。移住・定住に関する相談や各種施策は、引き続き企画財政課を窓口として対応したい

と考えております。

御承知のとおり全国の自治体が、人口減少を食い止め新たな人の流れを創出すべく、移住・定住に関する施策を展開しております。平川市といたしましても、これまでの取り組みを継続することを基本としながらも、住宅確保対策事業や交流会事業などの市単独事業については、さらなる拡充を図りながら進めてまいります。また、県と連携した相談会等への参画についても一層の連携強化を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に移住・定住事業、ガイドブックの作成について、I J ターン向けお試し体験についてお答えをいたします。

ガイドブックの作成については、議員が情報提供の必要性について話された住宅、生活、仕事の3項目は、移住・定住を進めるうえで障壁となる3大要因といわれております。このうち生活は、移住者が地域に溶け込み、心地よく暮らせるかどうかという意味では、地域の受け入れ体制と言いかえることができると思っております。

議員からの御質問は、移住・定住に関する支援施策のほか、市の自然環境や地理的条件なども網羅した「移住のためのガイドブック」を作成して活用する考えはあるかとのことでした。

現在は移住・定住に特化したガイドブックは作成しておらず、青森移住交流推進協議会が県内40市町村の移住・交流情報をまとめた「青森移住・定住ガイドブック」や、市の観光パンフレットなどを首都圏等での移住イベントへ持参して対応しているところであります。今後は移住イベント参加者からの声を聞きながら作成を検討してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

I J ターン向けお試し移住についてであります。

議員からは、I J ターンを検討される方を対象としたお試し移住施設を、市内3地域に所在する空家を活用して整備してはどうかとのことでありました。

議員が言われる「住みにくさ」に関しましては、住みよさと同様に人それぞれの感じ方があろうかと思っております。首都圏での移住イベントの際も、雪かきの様子を動画で流しておりますし、表裏なく伝えることに努めております。

御提案のお試し移住施設については、新年度予算編成に当たり庁内でも検討をいたしました。結果としては残念ながら計上を見送っております。

その理由といたしましては、いきなり移住を見据えるのではなく、議員が言われる生活の部分、いわゆる地域との交流から始めてまいりたいと考えております。

それを踏まえ、移住・交流に係る平成30年度の新たな事業として、平川市に興味のある方、あるいは移住を考えている方を対象に、平川市での暮らし体験や働き方体験のツアーを計画しております。宿泊は市内の施設を考えており、実施時期についても今後決定する予定ですのでよろしくをお願いいたします。

次に、暮らしと農業体験ツアーについてであります。

先ほどお答えした暮らし方体験、働き方体験ツアーは、1、2泊程度の短期間の事業として考えており、農業体験もメニューのひとつになろうかと思えます。

また、これとは別に平成30年度の新規事業として、就職の選択肢に平川市での就農を加える機会を創出することを目的に、ファームステイで平川市を訪れたことがある首都圏の高等学校や農学部のある大学などでの就農セミナーを、グリーンファーム農家蔵さんと連携して実施したいと考えております。

石田議員が言われるように、事業を通じて平川市に縁を感じていただき、さらには移住・定住を検討していただける機会となるよう進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

石田議員。

少し答弁が先走ったようなところがあると思えますけれども、いまの件は再質問で少ししたいなと思っております。先ほど、移住・定住に関しまして、空地を利用した施設をつくってそこに長期間住んでもらって、地域の方々と交流を深めながら、果たして本当にここに住んでいいのかということをもっとまず実体験してもらおうとともに、もう一つはもっとこう升、幅を広げて多くの方々が来ていただくようにもっと簡略な簡単なものとして、いま市長がおっしゃるように株式会社グリーンファーム農家蔵と連携して農村体験等をしていただく。そして、もってこの平川市、どんなところかなと思っております。非常にこう実体験してもらおうということもいいのではないかなと、この2つの方向で考えておりました。長期と短期、これを通しましてしっかりとこの平川市というものを知っていただいて、そこで縁を感じていただいて、よかったらどうぞ住んでもらえませんか。このような方向でいきたいなと思っております。

時間もあれなのでここで終わりになりますけれども、今回トータルして言っているこの基本的なテーマは何かと申し上げますと、先ほど言ったように「透明性と発信力」ですね。これがやはり平川市としてはまだまだ弱いように私自身は感じております。ですからこそ、市民の方々のこの協力をいただくためにも、情報をいち早く提供して、そして理解していただいて一緒にがんばっていきましょう。このような形をとっていただければ結構だと思います。経営資源の中にも皆さん御存じだと思いますけれども、「人、モノ、カネ、情報、時間」とあります。ですから、この情報というふうなものは経営の資源としては非常に大事です。ですから、これをどう使うか、どのように発信するかによってその後の経営、非常にかかわってきますのでぜひ、歴史的な局面を迎えている平川市、これから本当に大きなうねりがここから生まれてきますので、ぜひともそういうふうな意味で持って市民の皆様と行政が一体となっていけますように祈念申し上げます、情報をしっかりと提供お願いします。以上で私の質問は終了します。ありがとうございました。

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

○議長

本日の日程はすべて終了しました。

次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり14日、15日、19日は予算特別委員会のため、13日、16日、20日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、22日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時17分 散会